

UNIVERSITY
JOURNAL

全大教時報

Vol. 41 No. 6
2018.2

憲法とは何か、私たちのくらしや労働にどう活かすか

中富 公一 <岡山大学法学部 教授>

**<対談> 日本の大きな岐路に
それぞれの持ち場から立ち向かう**

高山 佳奈子 <京都大学法科大学院 教授>

望月 衣塑子 <東京新聞社会部 記者>

ローカル線で行く! フーテン旅行記(16)

— 結ばれなかった鉄路を訪ねて!! —

大西 孝 <岡山大学工学部 助教>

Contents

● 憲法とは何か、
私たちのくらしや労働にどう活かすか

中富 公一（岡山大学法学部 教授）

1

● <対談>日本の大きな岐路に
それぞれの持ち場から立ち向かう

高山 佳奈子（京都大学法科大学院 教授）

望月 衣塑子（東京新聞社会部 記者）

43

● ローカル線で行く！フーテン旅行記 15

— 結ばれなかった鉄路を訪ねて！！ —

大西 孝（岡山大学 工学部 助教）

72

憲法とは何か、 私たちのくらしや 労働にどう活かすか

岡山大学法学部 教授
全国大学高専教職員組合 中央執行委員長

中富 公一



専門は、憲法。こどもの人権、大学の自治と学問の自由、沖縄問題等の研究を進めている。2015年7月より全国大学高専教職員組合委員長として活躍中。著書に『自信をもっていじめにNOと言うための本 憲法から考える』（日本評論社、2015）等多数。

全大教第28回医科系大学教職員懇親会 講演より（2017年11月18日）
※レジュメは39ページ以降に掲載

はじめに

皆さん、こんにちは。全大教の委員長をやっております中富です。きょうは憲法を勉強しているという立場から、憲法とは何か、くらしにどう活かすのかについてお話をさせていただきたいと思います。私の専門は憲法ですが、いじめの問題なども研究していきまして、『自信をもっていじめにNOと言うための本—憲法から考える』（日本評論社 2015）という本も出しました。本で取り上げた事例等を紹介しながら、皆さんと共通体験を持った上で、人権や憲法ということについて考えてみたいと思いますので、よろしくをお願いします。少し長くなるかもしれませんが、資料1（大河内君の遺書）を読みますので、設問について考えながら、一緒に読んで頂ければと思います。

大河内君の遺書

「いつも4人(名前が出せなくてすみません)の人にお金をとられていました。そして今日、もっていくお金がどうしてもみつからなかったし、これから生きていても……。だから……。またみんなといっしょに幸せに、くらしたいです。しくしく。

小学校6年生ぐらいからすこしだけいじめられ始めて、中1になったらハードになってお金を取られるようになった。中2になったら、もっとはげしくなって、休みの前にはいつも多いときで6万少ないときでも3万～4万、このごろでも4万。そして17日にも4万ようきゅうされました。だから……。でも、僕がことわっていればこんなことには、ならなかったんだよね。すみません。もっと生きたかったけど……。家にいる時間がいちばんたのしかった。いろんな所に、旅行につれていってもらえたし、何一つ不満はなかった。けど……。(略)

オーストラリア旅行。とても楽しかったね。あ、そーいえば、何で奴らのいいなりになったか？それは川のできごとがきっかけ。川につれていかれて、何をするかと思ったら、いきなり、顔をドボン。とても苦しいので、手をギュッとひねった。助けをあげたら、また、ドボン。こんなことが4回ぐらいあった。特にひどかったのが矢作川。深い所は水深5～6mはありそう。図1(※略)みたいになっている。ここでAにつれていかれて、おぼれさせられて矢印の方向へ泳いで逃げたら、足をつかまれてまた、ドボン。しかも足がつかないから、とても恐怖をかんだ。それ以来、残念でしたが、いいなりになりました。あとちょっとひどいこととしては、授業中、てをあげるなどかテストきかんでもあそんだとかそこら辺です。(略)

いつもいつも使いばしりにされていた。それに自分にははずかしくてできないことをやらされたときもあった。そして強せいの、髪をそめられたことも。でも、お父さんは自分でやったと思っていたので、ちょっとつらかった、そして20日もお金をようきゅうされて、つらかった。(略)

自殺理由は今日も、4万とられたからです。そして、お金がなくて、「とっ

てこま(マ)せんでした」っていっても、いじめられて、もう一回とってこいって言われるだけだからです。そして、もっていかなかったら、ある一人にけられました。そして、そいつに「明日、『12万円』もってこい」なんて言われました。そんな大金はらえるわけ、ありません。それに、おばあちゃんからもらった、千円も、トコヤ代も、全て、かれかにとられたのです。そして、トコヤは自分でやりました。とてもつらかったでした(マ)。(23日)

また今日も1万円とられました(24日)そして今日は、2万円とられ、明日も4万円ようきゅうされました(25日)あと、いつも、朝はやくでるのも、いつもお茶をもっていくのも、彼らのため、本当に何もかもがいやでした。

なぜ、もっと早く死ななかったかという、と、家族の人が優しく接してくれたからです。学校のことなど、すぐ、忘れることができました。けれど、このごろになって、どんどんいじめがハードになり、しかも、お金がぜんぜんないので、たくさんだせと言われます。もうたまりません。最後も、御迷惑をかけて、すみません。忠告どおり、死なせてもらいます。でも、自分のせいで(マ)されて、自分が使ったのでもないのに、たたかれたり、けられたりして、つらいですね。(中略)

14年間、ほんとうにありがとうございました。(中略) お金の件は、本当にすみませんでした。働いて必ずかえそうと思いましたが、その夢もここで終わってしまいました。そして、僕からお金をとっていた人たちを責めないでください。僕が素直に差し出してしまったからいけないのです。(略)

あと、僕は、他にいじめられている人よりも不幸だと思います。それは、なぜかという、と、まず、人数が4人でした。だから、1万円も4万円になってしまうのです。しかもその中の3人は、すぐ、なぐったりしてきます。あと、とられるお金のたんい(汗)が1ケタ多いと思います。これが僕にとって、とてもつらいものでした。これがなければ、いつまでも幸せで生きていけたのにと、思います。(後略)」。]

大河内君が伝えたかったことを考える

こ　ういう遺書を書いて彼は1994年に自殺をしました。この遺書について、皆さんのお手元のレジュメに載っている、設問1。「大河内君は、なぜ『いじめた人を責めないで』と書いたのでしょうか。」、設問2。「大河内君はなぜ親に相談できなかったのでしょうか。」、設問3。「大河内君はなぜ遺書を書いたと思いますか?」、設問4。「大河内君はなぜ自殺したと思いますか。」について、高校生の意見を紹介しながら考えていきたいと思います。

設問1. 大河内君はなぜ「いじめた人を責めないで」と書いたのか。

①お金を取られることは自分がしっかりしていないからだと考え、自分が悪いと思ったのではないかと。②加害者に監視されていると思込んでいるのではないかと。③加害者を本当はすごく恨んでいるけれども、家族のお金を持っていった自分に後ろめたさを感じているのではないかと。あるいは④そう書くことにより復讐を果たせると思ったからではないかと、というような意見が出ています。皆さんも何か近いことを考えられたかもしれません。

設問2. 大河内君はなぜ親に相談できなかったのか。

①家族や先生に相談しても状況は変わらないと思ったのではないかと。②お父さんからお金を取ったことへの罪悪感。③親に学校へ来られるとややこしくなる。また、これは大学生の意見ですが、④相談しても「おれもいじめられて成長したのだ」と説教されるだけという意見もありました。ここで取り上げた設問については、私の本でも様々な回答を紹介しています。

設問3. 大河内君はなぜ遺書を書いたと思いますか？

①同じようないじめが繰り返されないようにするためにとか、②加害者に自分がいかにつらかったかを知らせ、後悔させるためとか、あるいは、③自分がなぜ死ぬことになったかを伝えるためという意見も出ていました。

設問 4. 大河内君はなぜ自殺したと思いますか。

私の考え方としては、設問 4. から逆に考えていったほうがいいたらうと思います。

大河内君はなぜ自殺したのか？長期にわたるいじめで肉体的にも精神的にも限界を感じているところへ、遺書にも書いてあるように、この頃はどんどんいじめがハードになり、その苦痛に耐えきれなくなったということが一つの原因ですよね。また、要求される金額も多額になり、それにより父親からお金を取る罪悪感に耐えきれなくなったのではないかとすることも考えられます。

しかし、いじめそのものは家族がやさしくしてくれたから忘れることができたとも書いてあります。結局、最後は「忠告どおり、死なせてもらいます」と書いているわけで、こう忠告したのは、…当然、親ですよ。仮に私が親だったとしても毎日のように財布から4万、5万抜かれたらというか、私の財布にはそんなに入っていないませんが、学校にも塾にも行かずに、何か金を持っていくと思っていれば、こういう言い方をすることもあるかなと思います。

そのお父さんにすごく注意されて、叱られて、たたかれ、蹴られたということが、彼の自殺の直接の原因だろうと思います。だからといって、もちろんそれは最後の一滴のようなもので、基本はいじめたやつが悪いに決まっている訳ですが。

つまり、なぜ遺書を書いたかということ、書きたかったのは、最後のところで「自分のせにされて、自分が使ったのでもないのに、たたかれたり、けられたりして、つらいですね。」と書いている部分が重要です。自分が遊ぶためにお金を取ったのではないのだ。自分はいいい子でいたかったのだけれども、仕方なく取ったのだ。そういう誤解を解いておきたかったのでしょう。それと同時に、育ててもらったことへの感謝の気持ちを述べたかったからだろうと思います。

しかし、もう少し考えると、これだけ遺書にきちんと書けるのだったら、なぜ親に直接言わないのかという疑問が出てきます。これはやはり親が察すべきだと思っていたのではないのでしょうか。自分が苦しんでいることを生前に分かって欲しかったのという思いが、こうしたことを書かせたのかなと思います。

なぜ「いじめた人を責めないで」と書いたかといえば、それが主要な問題ではないのだと言いたかったのでしょうね。「僕からお金をとっていた人たちを責めないでください」と書いたのは、そんなことはどうでもいいのだ。この時の彼にとっての重大な関心事は父親との関係だったのではないかと思われませんが、しかし、それでいいのかというのが疑問ですよね。それだけいじめられて、いろいろお金を取られているのに、それは「たいしたことではない」のだろうか。

日本社会・文化・教育の特徴

設問5. 生きるために彼はどうすべきだったでしょう。

次は設問5.ですが、生きるためには彼はどうすべきだったか。なぜそれができなかったのだろうかということを考えてみたいと思います。

まずは、やはり相談すべきだったのだろうと思うのですが、できなかった理由は、先ほど高校生や大学生が書いてくれたとおりだと思います。親に言ってどうなるものでもないし、学校へ来られるとややこしくなり、かえっていじめがひどくなる、また、お金を取ったことへの罪悪感もある。それに、親が忙しくて、しっかり自分と向き合ってくれていないので相談しにくいということもある。あれやこれやで相談しづらかったのでしょう。

しかし他方で、先ほど少し言ったように、親が察してくれるべきものだという甘えがあったのではないのでしょうか。本来は、親も自分とは違う1人の人間なので、きちんと伝えないと分からないという認識が必要です。女の子はよく母親と話しているようですけれども、この時期の男の子は、自分自身のことを振り返ってみても、親とは話さなくなる時期だなどという気はします。14歳ですから仕方ないと思いますが、やはりそういうことをきちんと訓練していく必要があることをこの事件は教えてくれていると思います。しかし、そうは言ってもね、と思われる方も多いかと思います。そこで、ここでは、言わなくても察してくれるだろうと思う気持ちはどこからくるのかということを考えてみたいと思います。

設問 6. なぜキチンと言わないのだろう？

そのためのヒントとなる文章を紹介しようと思います。夏目漱石『坊ちゃん』の中の一部です。レジユメの資料2にも載せていますが、坊ちゃんがこういうことを言っています。文中に出てくる山嵐というのは、最初転任した熊本で親切にしてくれて、「こいつは信用できる」と思った人ですが、いろいろな誹謗中傷を聞いて、山嵐なんかにおごってもらったのは恥だと思うようになった。それで、あした学校に行ったら、氷水なんて1銭5厘のことだ、たたき返してやると、たんかを切っているわけです。

こういうふうにあります。「おれは清から3円借りている。その3円は5年たった今日までまだ返さない。返せないんじゃない。返さないんだ。清は今に返すだろうなどと、かりそめにもおれの懐中をあてにはしていない。おれも今にかえそうなどと他人がましい義理立てはしないつもりだ。こっちがこんな心配をすればするほど清の心を疑うようなもので、清の美しい心にけちをつけると同じことになる。返さないのは清を踏みつけるのじゃない。清をおれの片破れと思うからだ。」。

このようにたんかを切っているのですが、要は、清はおれの片破れだと思うから、説明しなくてもおれの気持ちは察してくれるはずだ。山嵐はソトの人になったから、きちんと金を返さなければいかんという、こういう発想です。この一文を紹介しているのは土居健郎の『「甘え」の構造』です。彼はこのように、遠慮のある他人の好意に対しては負い目を感じ、一体感を持てる身内の好意に対しては平気でおれる日本人の習性の中に、お互いに独立した人間ではない関係＝甘えを読み取ります。その代わりに、日本社会は身内に対しては無限の責任を負うつらい社会だと言うのはルース・ベネディクトの『菊と刀』です。確かにこうした関係のなかでキチンと言うという関係は発達しませんよね。

ところで、なぜ日本人は「ありがとう」ではなく、「すみません」と言うのでしょうか。このことについては、外国に居るとよく考えるのですね。向こうはサンキューなのに、何故こっちはアィム・ソーリーって言うのだろうと。この違いは何だと、私もずっと気になっていて、何故だろうかというのがよ

く分からなかったのです。ベネディクトはなぜ「すみません」と言うのかということ考察するのに、日本における恩や義理の考察を行っています。そして彼女は、親切に対して返礼せねばならないことを意識するためではないかと考えます。

ちなみに語源由来辞典には、謝罪に用いる「すみません」は、相手に失礼なことをしてしまい、このままでは自分の心が澄みきらないことを表し、感謝の意を表す「すみません」は、「何の返礼もできずすみません」の意からか、「心が澄みきらない」の意から離れ、謝罪を表すようになってからの表現とあります。

これに対し、土居健郎は、親切な行為をすることがその行為の主にとって負担となったであろうことを察するから「すまない」というのであると述べますが、お互いに助け合うことが金銭の授受と同じように心理的には受け取られているというベネディクトの指摘には賛同しています。その上で、なぜ相手の迷惑を想像して詫びねばならないのかと問い、相手の好意を失いたくないからであり、そこに甘えの構造があると論を発展させていきます。

ここではともかく、他人に恩義を受けたら相手の心を付度して謝罪するのに、身内には甘えてありがとうとも言わない、その代わり恩義におしつぶされることがある、そういった日本人の観念を確認しておきたいと思います。

タテ社会論からみる

日本人論で言えば、タテ社会論というのがあります。『タテ社会の人間関係』という本のなかで中根千枝さんがタテ社会を論じていますが、その前提に「場の理論」があります。人間が社会集団を作るとき、場と資格という二つの原理があると。資格とは、血縁とか身分とか学歴とかその人の属性を意味します。場とは、イエとか職場とか、一定の枠によって一定の個人が集団を形成する場所です。そして、日本人とインド人とが両極で、日本社会は場によって構成され、インド社会は資格によって構成されるというのです。そして日本人社会では、様々な種類の人間が場に集まり社会集団を形成するため一体性を持たせるための働きかけが常になされる。絶えざる接触が行われ、

思想や考え方にまで集団の考え方が浸透する。その内のなかではエモーショナルな一体感があるが、他方、その枠のなかでは驚くほど序列が重視される。この集団は、孤立した閉鎖的集団であって、外に通じるルールをもたない。共通のルールがないので、内のなかでも、いつも集まって会議をしていないと落ち着かないと。

例えば、日本で嫁姑問題は「家」の中で解決しなければならない。「身内の恥」とか言う言葉がありますよね。問題はイエから外に出て行かない。ゆえに嫁はイエのなかで孤立し一人で問題を抱えこまなければならない。それに対してインドでは、嫁と姑の喧嘩ははなばなしく大声でやりあい、それを聞いて近隣の嫁や姑がそれぞれの応援に来るといいます。嫁は嫁で団結し、姑は姑で団結してお互いの立場を主張し合うわけです。これが中根さんの言う資格社会です。その代わり、彼等は「同じ場」にいる人間でも「資格」が異なると驚くほど無関心であると指摘されています。インドのカースト制もこのような人間関係のなかで残存していると思われまます。

どうしたら良いですかね。中根さんによればイギリス人やイタリア人、中国人の考え方からすると、単一の関係しか持たないのは保身の術として最悪だと考えられているそうです。確かに、大学でもカルト集団が問題になりますが、彼等は信者に取り込みたい人を自分たちの集団に誘い、自分たち以外と接触させません。私が学生に注意するのは、集団に属することを恐れることではなく、その集団が自分達以外の人との接触を認めているかどうかをよく観察するようといいます。

こうしてみると、大河内君が救われた可能性は、家の中で一体感に甘えるのではなくキチンと言えること。これが一つ、そしてもう一つは、学校やそれ以外で、二つ以上のグループに属することだったのではないのでしょうか。

したがって大河内君の問題とは、所属しようとした集団がろくでもないものだった時、それに替わりうる他の集団との付き合いがなかった。それにもかかわらず家族との関係に気を遣い言えなかった、あるいは甘えて言わなくても分かってくれるだろうと思っていた。これは学校の先生と大河内君との関係でもそう言えそうですが、だからこうした悲劇が起こったのだと思います。

ただ、日本人社会では二つの集団に同じウエートで属するのはとても困難だと中根さんは言っています。「あいつあっちにも通じているらしいよ」と言われ、信用されなくなると。どうしたらいいんでしょうね。私は、もっと個人として自立し、自ら関係を構築していく能力の育成が必要だと考えています。ところでどうやったら個人になれるのでしょうか。

設問7 個人とは何？

家で会話能力ということに関して、アメリカの映画を見ていて、不思議に思うのは、何で、夫婦同士でいつも「愛している」と言っているのだろうということですか(笑)。みんな、言っていますかね。私なんか、こう言ったら、「あなたどうしたの、熱でもあるの?」とか言われそうですが、何でアメリカ人は平気で言えるのだろう。

考えるに、アメリカでは、夫婦であっても他人というか、自立した個人だからこそ、夫婦関係を継続するのに常に‘I love you’という確認が必要なのだろうと。逆に日本の場合には関係に甘えているので、言わないことが一体ということの証しなのだとということになる。夏目漱石の奥さんが漱石に‘I love you と言って’、と言ったら、お前はなんて水くさいことを言う奴なのだと言教されそうですね。こういう社会なのだろうと思います。日本は集団主義で集団に従属した人間ということが前提になっていて、アメリカ人だと個人ということが前提になっている社会だから、文化、風習が違うのだろうと思います。

ところで問題は、個人とは何かということです。日本国憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。」と書いています。個人というのは憲法学でいうと、自立した個人と言いますが、自分の人生は自分で判断し決定できる、自己決定できる人、こういう人を個人というのです。だから、個人一人一人は、それぞれに違って個性があると考えます。

ちなみに自民党改憲案は「すべて国民は、人として尊重される。」と書き直しています。「個人」を「人」と書き改めているのです。安倍さんの本などを読むと、彼は「個人」という言葉が大嫌いだと書いてあります。個人主

義に基づく社会というのは一人一人が自立した存在であるということを前提とする社会ですが、安倍さんの考える社会は、人が共同体に従属している社会。そして最終的には日本という共同体に属し、みな同じ考え方をし序列を付度し合うような社会を良いと考える、だから「人」という言い方になるのだらうと思います。そしてその頂点にいてその序列に正統性を与えるのが天皇ということになります。

どちらがいいと思うか、それぞれの感じ方があると思います。日本社会は閉鎖的で自由がなく嫌だと思ってもそれが安心で落ち着くという人もいます。大河内君は、少なくとも家族という集団の関係を大事にして我慢していた。そこでは甘えさせてくれるし一体感を感じることもできた。しかし彼は外に対しては無力だった。そして外の問題が内に持ち込まれると、家族もそれに対して無力だったわけです。だからこうした悲劇が起こったのではないかと思うのです。

設問 8 どうやって個人になるのか。

次の問題は、どうやったら親の支配や家族のしがらみから精神的に脱却できるのかという話になります。例えば学生が自分で自分の人生を決めたいと考えて、「私はこうしたい。」と言っても、「何をわがまま言っているのだ！」とか「誰があなたを産んだと思っているの？」という形で、結局、絡め取られるわけです。

では、アメリカ人はどうやって個人になったのだらう。そう考えると、「なるほど、ああ、そうか。」と思うのですが、アメリカ独立宣言に鍵があります。「すべての人は平等に造られ、造物主によって一定の奪うことのできない権利を与えられ、その中には生命、自由および幸福の追求が含まれる。」と独立宣言は言っています。

これを私は人類における最大の発明の一つではないかと思っています。つまり造物主というのは神様です。人間は神様がつくったのだ、みんな平等につくったのだ。それぞれ、生命、自由、財産、幸福追求という、権利を付与した形で一人一人の個人としてつくったのだと、こういうわけです。つまり、

お母さんとかお父さんに「誰がおまえを産んだと思っているの。」とか「おまえを誰が育てたと思っているのだ。」とか言われたら、「いや、私は神様につくっていただいたのです。アメリカ独立宣言を読んでごらんなさい。」と、だから「育ててくれてありがとう。」とこれでいいわけです。

これはキリスト教の中の一つの考え方だろうと思いますが、神様の下ではみんな平等だから、親とも平等、夫婦平等で、別個の個人だと、こういうことになるわけです。これがアメリカ社会の基盤だろうと思います。

もちろん、それはそれで大変な社会で、独立した個人ですから、自分の人生は自分で責任を持たなければいけません。もたれ合える社会とどちらがいいかという話です。しかし、アメリカはアメリカで、そういう前提の下にいか他人との関係をつくっていくかを一生懸命努力せざるを得ないし、しているという社会ということでしょう。日本は逆にもたれ合いを前提にしながら、いかにそこから自立するかを探り合っている社会と言えるかもしれません。

しかし、日本国憲法ではこの個人という考え方が非常に強く打ち出されています。例えば日本国憲法 24 条を見ますと、「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」と書いてあります。私は自分の結婚生活を鑑みて本当に実行できているか自信はありませんが、とはいえ、それは日本国憲法の要請です。

私が大学院生だったころに友達の結婚式にゼミとして祝電などを打つと、女性の発案で憲法 24 条を書いて送ったりしていました。私はその重みを当時はあまり感じていなかったのですが、改めていま大変だなと思います。

この 2 項を見ますと、家族のことにに関して、「法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」とあります。家族という一番共同性が強いところにおいても、個人というものを単位に家族を構成しなさいと、こういう考え方を日本国憲法は取っているということになります。

ただ、現実の日本社会では実際はなかなか根付かなかったわけです。例えば尊属殺も、尊属殺というのは分かりますか。親を殺したら他の人を殺すより重い罪だったわけです。死刑または無期懲役しかなかった。娘をレイプす

るような親でも、親を殺したら親殺しだということで重い罪が待っていた。結局、最高裁は違憲判決を下しましたが、尊属殺という考え方自体は否定しなかったのです。罪が重すぎるというような話で違憲にしました。

家族の中で、個人の尊厳とか個の自立というのが言われるようになったのは、つい最近です。非嫡出子の相続分が2分の1しかないとか、女性だけ再婚を半年間待たなければいけないとか、こういうような条文について最近立て続けに最高裁で違憲判決が出ています。

前者についての判決理由を読むと、今日では、「家族という共同体の中における個人の尊重がより明確に認識されて」きており、「子にとっては自ら選択しないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許され」ない。こういう言い方です。

日本国憲法は1947年のものですが、最高裁の見立てによると、そういう個人を単位として家族が成立するようになったのは、つい最近であるということになる。だから、従来の規定も、2001年頃までは合憲だったのだと、こういう認識になっています。

設問9. 大河内君には何が足りなかったと思いますか。

大河内君の遺書への設問に戻ると、設問5.では、生きるためには彼はどうすべきだったのか、なぜそれができなかったのかと問いました。それに対し、集団との付き合い方を論じたのですが、設問9.では、それ以外に大河内君には何が必要だったかを考えたいと思います。

必要だったのは、いじめから身を守ることで、親に相談できなかったにしても、他にも色々手段はあったのではないかと思います。抵抗できなくても逃げるとか。学生に聞いても、自分だったらレコーダーを持って行って記録してそれを警察に提出する、不登校をする、親に言えなかったらおじさんに言う、など色々アイデアが出てきます。最近の子供たちにとっては、そういう親戚関係がなくなったというのも、子供たちにとっては大変な時代だと思います。それはともかく、少なくとも、相手が悪いと思ったのだったら、抵抗できなくても逃げたり、何とか証拠を集めたり、いろいろなことが出来た

のではないのでしょうか。

20年前の判決ですが、いわき市のいじめ自殺事件で、仮に慰謝料の総額が1000万円とすれば、いじめに気付かなかった親の責任が3割、学校に行かないとか逃げるとか、いろいろな手段があったのに自殺を選択したということで本人は4割の責任だとしています。結局、いじめた人間と学校の責任は損害額の3割で、300万円出しなさいと、このような判決が出ています。やはり、何で逃げなかったのだと、みんな思うわけです。

これらの被害者がそういうことをできなかったのは、一つには、我慢しなさい、仲良くしなさいと育てられ、その結果、どこまで我慢すべきで、どこから怒っていいのか分からなくなってしまったからではないかと私は考えます。

県下で一、二を争う高校でこういう授業をして、大河内君にはどういう考え方が足りなかったと思いますかと質問すると、高校生の答えは、「大河内君にはお金を取ってはいけないという道徳観がなかったのではないかと」という、これが一番多かったです。おそらく、勉強しなさいということと、お金を大切にしなさいとか、親のしつけがいいのだと思います。しかし、それが真っ先にくることが本当にいいことなのだろうかと思えます。命を大切にしろとか、人権を大切にしろということよりも、それを優先するのかと。

中国の留学生は、「私は、大河内君は臆病だと思った。だけど、やさしいといった人がいて不思議だ」といった感想を書いてきました。日本人の学生の多くはやさしいと書きますね。大河内君はやさしかったのではないかと。文化が異なると感覚が全く違うのだなと感じました。やさしいというのは我慢して戦わない。それが日本の美徳なのでしょうね。75歳の婦人は、放送大学での私の受講生ですが、「彼は偉い人だね、立派だよ、うん」と褒めていました。

ところで、我慢すべき時と我慢してはいけない時というのは、どうやって区別したらいいのでしょうか。我慢を強いるなら、どこでキレていいかも教えるべきではないかと考えるわけです。学生の感想では、キレたらいじめがなくなったという経験を書いてくる者もいました。日本の教育の問題点は、我慢することは教えるけれども、怒るべき時を教えていない。そうした教育の問題点を大河内君は体現したのではないかと思うのです。

憲法、法律、権利から考える

設問 10. 大河内君はいじめで自殺したとされていますが、具体的にどのような行為を受けていましたか？

次、設問 10. です。だいたい学生に 2 分ぐらい時間をあげて、じゃあ、書いてごらんと言うのですが、大河内君はいじめで自殺したとされていますが、いったい大河内君はどのような行為を受けていたのでしょうかという問いです。彼が挙げている行為を書きだしていくと、お金を取られた、あるいはお母さんのネックレスを盗まれたということが書いてあります。それから、お金を持ってこいと強制された。川で溺れさせられそうになった。授業中、手を挙げるなど言われた。テスト勉強をさせてもらえなかった。あるいは恥ずかしいことをやらされた。強制的に髪を染められた。彼らのためにお茶を用意させられた。使い走りさせられた。

そのような行為を強制されていたわけですが、いったいこういう行為は問題でしょうか。なぜ問題ですか。法律で罰すべきでしょうか。これが次の設問 11. です。

設問 11. その行為は問題ですか。なにが問題ですか。法律はどうなっていますか。

川で溺れさせられそうになった、すぐ殴ってくる、あるいは蹴られたということを書いています。これは生命や身体が脅かされているわけです。法律で罰すべきか、というと罰すべきだということになっています。

刑法 208 条、刑法を付けておきましたので見てみます。レジュメ 3 ページの資料 6 です。これは暴行罪。その暴行とは、「暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったとき」を指します。今、日馬富士が貴ノ岩を殴ったと言われています。診断書で本当は軽かったのではないかと、最近そればかりやっていて、ほかにないのかと思うのですが、もし軽かったら罪にならないのかというと、暴行罪です。傷害を受けるに至らないとしても、暴行を加えた人がいる。日馬富士が暴行を加えたわけですね。仮に貴ノ岩のケガが軽

くて、たいしたことではなかったとしても、これは暴行罪です。2年以下の懲役、もしくは30万円以下の罰金または拘留もしくは科料に処すとあります。一番重くて2年ですから、もちろん初犯で2年ということはまずないとは思いますが、暴行罪に当たります。

それから204条、そのケガが重かったら、これは人の身体を傷害した者となり、一気に重くなります。15年以下の懲役、50万円以下の罰金です。診断書次第で暴行罪になるのか、傷害罪になるのか分かりませんが、いずれにせよ、これは刑法では犯罪です。

次に、髪を染められた。授業中、手を挙げるなど言われた。テスト勉強をさせてもらえない。お茶を用意させられた。使い走りさせられた。恥ずかしいことをやらされた。これはどうですか。刑法で犯罪として罰すべきような問題でしょうか。

強制的に髪を染められた。判例によれば、髪は身体の一部ですから、これは今述べた身体に対する罪といえます。また、本人に無理やりやらせたのであれば、本人の自由を奪っていますから、自由に対する罪ともいえると思います。

授業中、手を挙げるな、テスト勉強をさせてもらえない。これは何が問題ですか。そうですね。これも自由に対する罪です。先ほど言いましたように、人は自分で判断して、自分で行動する権利があるのだけれども、それを阻害されている。つまり、自由を侵害されているわけです。

自由を侵害することに対して刑罰で罰すべきでしょうか。刑法では、罰すべきだということになっています。

「生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者」は、223条で強要罪とされています。3年以下の懲役です。大河内君がそれを実行しなかった場合はどうでしょうか。実行しなかったとしても、「生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した」場合は、222条の脅迫罪に当たります。2年以下の懲役です。彼らの場合は、脅迫あるいは暴力を用いて大河内君に実行させていますので、強要罪に当たりますね。

お金を取られた。これはみなさん分かりますよね。これは財産に対する罪です。お母さんのネックレスを盗っていたとか、人の身体に危害を加えずに物を取るのは窃盗罪（第 235 条）です。10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金です。

「お金を持ってこい」と強制する場合はどうなるか。これは、人に義務のないことを行わせて、なおかつ財産を侵害するのですから、もっと重くなります。暴力を伴わない場合でも、「人を恐喝して財物を交付させた者」は、249 条で恐喝罪となります。「10 年以下の懲役」です。暴力を伴えば強盗です。236 条、「暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、5 年以上の有期懲役に処する。」とあります。5 年以上です。5 年以上の有期懲役に当たることを、彼ら、いじめた者はやっていたわけです。

つまり、大河内君が書き留めていた行為はすべて、基本的にすべて犯罪なのです。「いじめ」という言葉は非常に多義的な意味で使われますが、この事件の場合は犯罪だといったほうが良いと私は思います。ただ、彼らは 14 歳だったので、刑法は適用されず少年法により、3 年間少年院に行くということになりました。

それはともかく、大河内君が人権侵害とは何か、それは犯罪なので戦っていいのだと知っていたら、親に相談もできたのではないかと。また、いじめた人を責めないでくださいとも書かなかったのではないかとと思うわけです。

設問 12 なぜ法律で罰すべきなのでしょう？

次に、なぜこうした行為は犯罪として罰すべきかを考えます。

先ほどアメリカ独立宣言を見ましたが、人々は神様から平等につくられて権利を与えられた。神様を与えた権利の中には生命、自由および幸福追求が含まれるとされていました。

ジョン・ロックという人が人権概念の始祖とされていますが、彼は life、liberty、estate、つまり生命、自由、財産と言いました。しかし、アメリカ独立宣言を書いたトマス・ジェファーソンはこの財産を幸福追求という言い方に変えているのです。もちろん、そこでは、ロックをベースにしています

から、財産は含まれているのですが、財産+幸福、つまり自由を使って、人は幸福になる権利がある。

その中には金もうけをして、その金を自分のものとする権利、これは財産権です。しかしその自由を使って別に金もうけするとは限らない。演劇をしたっていいだろうし、組合活動したっていいだろう。自由な活動により、人は幸福になる権利があるのだと、トマス・ジェファースンは書き換えたわけです。この考え方からすると、犯罪行為は神様が人間に与えた権利を勝手に侵害している。ここが問題だというわけです。この、神様が人間に与えた権利を人権といいます。

ジョン・ロックは生命、自由、財産を property と言いましたが、property というのは、その人に特有のもの、その人をその人としているもののことです。パソコンを右クリックするとプロパティと出ますよね。このパソコンはこういう性格ですよという訳です。人間を右クリックすると何が出てくるかという、まず命ですよ。命がなかったら人間ではない。しかし、犬を右クリックしても命はある。

犬と人間は何が違うのかというと、人間は自由意志があり、自分の人生を自分で決定できる。なおかつ、その自由な活動の結果、得たものは自分のものにできる。馬が一生懸命働いても、そこから出てきた成果は全部、人間に取られる。奴隷との区別でもあるのですが、人間が人間たるためには、生命、自由、財産あるいは幸福追求ということが保障されなかったら、人間として認められているとは言えないよねと言っている訳です。こういう考えを共通の基盤にしたのが近世、市民革命ということになります。

これは日本国憲法も 13 条でそのことを確認しています。先ほど個人として尊重されるというところを見ましたが、続けて、「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」と言っています。国民にはすべて生命、自由、財産、幸福追求に対する権利があるのだ。これを国政に反映しなさいと憲法は言っています。そのために政府は法律を制定するのです。こうして刑法の意味も再確認されます。

設問 13. 自然権とはなんですか？ 人権とは違うのですか？

そこで憲法とは何かという問題に移ります。まず人権、人権の中でもいわゆる自然権と言われるものを考えます。人権もいろいろあるのです。後で組合に関係する労働基本権もお話ししますが、労働基本権は自然権には入っていない。まずは自然権です。

自然状態。これはロックの頭の中のイメージです。自然状態というと、ベトナムという人は人間の歴史をいくら見たって、こんな自然状態というのはないよとか言ってけなしたのですが、これは政府がない状態を想像してくださいということでもいいのです。政府がないということは警察もない、裁判所もない、学校もない。

そこで、人間は生きていけませんかと問うわけです。もちろん生きていきますよね。人それぞれ、必要な生産活動をしている。そして、自分の生命を守っている。自由に何かやりたいことをやっている。その成果で食っている。これを自然権といいます。

みんな、自然権が保障されているはずだということからロックは出発します。しかし、それがぶつかることがある。「私の土地はここまでだ。」と言ったら、相手は「いやそこは私の土地だ。」と言う。かあるいはいい気もちで歌をうたっていたら、「うるさい」とか、お互いに自由を行使してもぶつかる。こういうぶつかったときに公正な判断をするために、どうするかというと、国家をつくりましょうというわけです。以後、この国家を政府といいます。

権利の衝突を公平にさばいてもらうために政府をつくります。その政府は、人々の人権を私たちが守りましょうとあって、国民と契約をするわけです。この契約に基づいて、国民は政府に税金を納めます、権力も与えますということになります。これは神聖な契約です。この神聖な契約を憲法といいます。だから、憲法のことを社会契約というのです。

社会契約には2種類あり、原初契約と二次契約があると言われていています。原初契約というのは、社会が成立していれば存在すると言われてます。社会というのは人々の集まりのことです。人々が集まる時に約束があるわけです。この会場にも約束がある。何かというと、お互いに集まっても命を取りませ

んとか、あなたのものは取りませんとか、あなたの自由を束縛しませんとか。こういう約束がなかったら、人は集まりません。これを原初契約というのです。

そうした契約をよりよく公正に守らせるために政府をつくって、政府と契約をするのを社会契約という。西洋史や倫理で社会契約というのを高校時代に習ったことがあります。「社会契約、ロック」と覚えたのですが、何のとか、社会契約ってなんだろうと全然分からなかったのです。しかし、自分が憲法を教えるようになると、「ああ、そうか」と思うようになりました。

そういう形で政府をつくります。お互いに最初に集まったときから社会が成立するという信頼が、ロックの世界はあるのです。ところがホブズという人の世界は、「いや、人々が集まったら殺し合うよね。」という社会です。お互いに命を守りましょうという約束なんか、どこもないよという。だから、ホブズには、なにがなんでも政府が必要である。その政府があることにより、人々が殺し合うことが防がれるというふうに考えたのです。だからその政府が独裁政権でもいいのです。

ロックの世界はもう少し良識的な世界で、政府がなくても殺し合うことはない。だから、政府が悪かったら替えたらいいという革命思想が出てくるわけです。それは社会がしっかりしているからです。社会がしっかりしていなかったら、専制君主でもいいので政府が必要だという考えになります。

とにかくこういう良識的な社会がある。それにもかかわらず、人権を侵害するようなやからが出てくるので、こうしたものを何とか防いでほしいということで憲法を作成し、憲法を守ることを約束する政府をつくります。政府は法律を制定します。法律を制定し、警察権を行使する。これは刑法ですよ。皆さんの生命、自由、財産を守りますよと。それにより、先ほどのような行為を犯罪として取り締まります。そのことにより、皆さんの人権は保障されます。こういう関係になるわけです。

もちろん警察が出てこなくても、お互いに財産を争っている時、つまり「おまえの土地と言っているのは、本当はおれのものだ。」などといった争いがあれば、裁判を受ける権利が保障される。だから、裁判を受ける権利はとても

大事な権利で、レジユメの3ページにあります。憲法32条は、「何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。」と裁判を受ける権利を保障しているのです。

その代わり、われわれは自力救済を禁止されます。例えば自転車を持っていかれたとします。「あ、おれの自転車だ」といって持って帰ると、これは窃盗になる可能性があります。それは自力救済しているからです。だから、警察に行って、「これは私のだ」と証明してもらって持ってこなければなりません。自力救済を禁止している代わりに、警察が刑法に基づいて、最終的には裁判で解決しますという話になるわけです。

また警察に頼らなくても、例えば民法で、損害賠償の訴えもできます。大河内君の親だったら、いじめで自殺に追い込んだ人間に対して損害賠償請求もできます。その代わり自分で復讐することは禁止されることになります。

設問 14. 憲法と法律の関係はどうなっていますか？

では、憲法と法律は何が違うのか。一番の違いは、少し単純化して言えば、国民は法律を守らなければいけないのですが、憲法は守らなくても良いということ。では、憲法を守らなければならないのは誰でしょうか？つまり、憲法の名宛人は誰でしょうか。みなさん考えてみてください。

そのことを書いているのが憲法99条です。「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」と書いてある。つまり、憲法を守るのは「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員」です。国民が守れとは書いていない。つまり、憲法は、国民と政府の約束で、守るべきは政府であり、憲法は国家に突き付けられた規範であるという言い方をするのは、そうした理由です。

自民党改憲案を見ると、「すべて国民はこの憲法を尊重しなければいけない。」と書いてあります。守れ、ではなく、尊重せよというところがミソですが、改憲案にはほかにも「領土を守り、資源を確保しなければならない。」というようなことが書いてあります。国民はそうした憲法を尊重して戦争に行くと、こういうことを言いたいのだろうと思うのです。名宛人の向きが全く

逆になっている。だから、「彼等は憲法を知っているのか。」と憲法学者たちは安倍政権に警戒感をもつわけです。

ともかく、憲法は政府に対して向けられたものであるということ、そして、法律は国民に対して向けたものであるということ、お分かりいただけただしょうか。例えば、憲法 76 条 3 項には、「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」と書いてありますが、これを国民に守れといっても無意味ですよ。これは裁判官に対する命令です。もちろん憲法は、国民と政府との約束ですから、国民にも一定の義務が生じますがそのことは、また後で論じます。

この、人権を守りますという政府と国民との契約、つまり憲法に基づいて制定されたのが法律という訳です。

設問 15. 警察官には何故取り調べの権限があるのですか？

ここから話はガラッと変わるのですが、権威って何だろうという話を少しします。

ケルゼンという憲法学者がこういう例を挙げています。山中で、ある人間が他の人間に対してピストルを突きつけて、手を後ろ手に縛り、かばんの中を調べようとしている。これはいいことでしょうか、悪いことでしょうか。

悪いことだと思ふ人、手を挙げてみてください。そうですね、普通、そう思いますよね。しかし、これがもしピストルを突きつけているのが警察官だったら、どうですか。悪いことだと思ふ人、手を挙げてみて下さい。そうですね。そう思ふ人はいなくなりますよね。

やっていることは同じです。ピストルを突きつけて、言うことをきかせている。

しかし、ピストルを突きつけるほうが警察官の制服を着ていて、突きつけられているほうが大風呂敷を背負って、顔を泥棒ずきんで覆っている。そうしたら、これは警官が窃盗の現場をとり押さえて逮捕している場面だと思いますので悪いとは思わない。同じ場面でも制服を着ているかどうかで、正しいか正しくないか、見方が変わるわけです。

このように、皆さんは同じものを見ていても、色眼鏡で見ているわけです。これはもちろん色眼鏡が悪いわけではないのですが、色眼鏡をはずして、やっていることをやっているまに見ましようというのが、ドイツ語でいうと「ザッハリヒ」、即物的といいます。即物的というのは、色眼鏡を使わずに、行われることをそのまま見ることをいうのです。

そうすると、警察官は、何故そうした権限があるのだろうか。何故ピストルを突きつけていいのだろうか。警官の制服を着ているから、そうしたことができるのでしょうか。

しかし、例えば警察官がアフターファイブに家族とレストランに行って、レストランのボーイの態度が悪いとか言って、ピストルを突きつけて土下座させた。これは正しいだろうか。これはいくら警察の制服を着ていたって正しくない。そうした権利はないと考えます。この権利のことを権威、あるいは権限ともいいます。

では、いったい警察官がピストルを突きつける権利は誰がどうやって与えているのか。

いったいなぜ警察官はピストルを突きつけることができるのかというと…、なぜですか？　そうです、法律が認めているからです。警察職務執行法とか刑事訴訟法とか刑法とか。犯罪現場を押さえたら、そういうことをやっていいですよ、あるいはやりなさいと書いてあるからということになります。したがって法律が与えている権限を越えて、ピストルを振り回したらこれは違法です。

設問 16. 国家はなぜ、権威＝正統性を持っているのですか？

では、誰がその法律を決めることができるのでしょうか？ 法律には何故その正統性があるのでしょうか。分かりますか？

そうやって聞くと、多くの学生はこう言うのです。民主的に選ばれた議員が決めたからだ。そうでしょうか？ 明治憲法の下では、議員は民主的に選出されていませんでした。制限選挙だと習いましたよね。女性も選挙権を持っていませんでした。しかし、警察官はやはりそうした権威を持っています。

した。何故、民主的に選ばれたのではない議員が決めているのに、警察にはそうした権限があったのでしょうか。

あるいは国民投票で法律を決めたら、その法律に権威はありますか。権威はないというのが憲法学界の多数説です。そうすると、いったい何で法律には権威があるのだろう、誰がその法律を作る権威を持っているのだろう、これが設問 16. の問いです。

この答えは、憲法 41 条があるからというのが私の答えです。憲法 41 条には、こういうふうに書いてあります。「国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である。」。

つまり、法律をつくれるのは国会だけですと書いてあります。だから国民投票で法律を作れないのです。国会が民主的でなければいけないのは、憲法 43 条が「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」と書いているからです。明治憲法はそういう規定がなかったから、制限選挙でよかったのです。

少なくとも憲法が、法律をつくれるのは国会だけですと規定しているから、国会はそうした権限をもつわけです。裁判ができるのは裁判所だけですと憲法 76 条が書くから、裁判所は裁判権を独占的に行使できるわけです。行政は内閣がやりなさい、これは憲法 65 条です。それ以上、さかのぼらないわけです。

つまり、私の言葉でいうと、憲法とは権威の最終的源泉である。つまり、なぜ国税官が税金を徴収したりできるのか。警察は警察権力を行使できるのか。その正統性の源泉はすべて憲法にあります。憲法に書いていないことをやっても正統性はない。憲法に書いてあることに沿って、国会が法律をつくる。その法律が警察に権限を与えるから、警察はそうした権限を持つのです。憲法がすべて、最初の一步です。では何故、憲法はそうした権威をもつのでしょうか？

設問 17. 市民権とはどういうものですか？ 市民（人民）とは誰ですか？

アメリカ独立宣言、先ほどの続きを読むと、このように書いてあります。「これらの権利を確保するために人びとの間に政府が組織され」、つまり、人権を保障するために政府が組織され、「その権力の正統性は被治者の同意に由来する。」と。

被治者の同意というのは基本的には人民の同意であって、国民の同意ではありません。国民というのは国ができてから初めてできるわけで、国をつくる時に国民はいない。

この人々を、単体では市民といますが、集合体でいうと人民という言い方になります。“of the people, by the people, for the people”の people です。

あの people だけけれども、あの people の中に黒人は入るのだろうかと問い、「入る」と答えたのがリンカーンでした。黒人は people には入らないといったのが南部の人々です。あの people の中に女性はいるのだろうかと問うたら、リンカーンの頭の中にも女性はいなかったと思います。ちなみに、日本では日本国憲法によって初めて女性は people になったのです。

続けて、「いかなる統治形態といえども、これらの目的を損なうものとなる時、人民（people）はこれを改廃し、彼らの安全と幸福をもたらすものと認められる諸原理と諸権限の編制に基づいて、新たな政府を組織する権利を有する。」と書いてあります。

つまり、人々の権利、人権を守るために政府をつくる。この政府を人民つまり people は改廃できますよというわけです。人、つまり自然人は自然権を持つ。生命、自由、財産を持つわけです。people は選挙権を持ち、革命の権利を持つわけです。これを市民権といいます。

先ほど人権は自然権の他にもいろいろありますよと言いましたが、市民権がその一つです。政治的社會に参加できる権利を市民権といい、そうしたものを持つ人々を people といいます。

アメリカの市民権を持たない日本人が、アメリカへ行って権利を守られないとかといたら守られます。生命、自由、財産は、保障されます。では、

市民権を持つというのはどういうことかということ、選挙に参加できるとか、社会保障が受けられるとか、こういう権利を持つことを市民権というのです。アメリカの市民権を取得したとはそうした意味です。

市民権を得ることによって人民は政府を変えることができます。オバマ政権はわれわれの権利を保障していなかったと思うアメリカ人民が、選挙によってトランプを大統領に選んだわけですが、トランプが駄目だと思えばこれも替えることができます。合法的に革命をする権利がここで確立された訳です。

アメリカ建国当時、党派の対立は自覚されていませんでしたが、すぐに連邦派と共和派の対立が鮮明になってきます。ジョージ・ワシントンの後を連邦派のアダムズが継ぎますが、次の選挙ではトマス・ジェファーソンを候補とする共和派が勝利します。この時、選挙で負けた政権側の人々が武力で抵抗するのではないかと、当時のアメリカ人は真剣に心配したわけです。しかし、負けた方が潔く政権を引き渡した。ここから、選挙で負けたら、潔く野に下るという習慣ができ、ここで初めて民主主義が誕生しました。

しかし、韓国は退場した者を、ああやってやっつけていますね。違法なことをしていたのなら仕方ありませんが、選挙に負けると政策の違いでいじめられるとすれば、これは民主主義にとってはかなり危険です。つまり、民主主義というのは意見が違って自分の身が危険にさらされないということで始めて機能します。政権を下りても安全ですよということを保障しない限り、権力者は政権にしがみつくのですね。だから、民主主義が成立するためには、政権を下りても、あなたたちの生命、自由、財産はきちんと保障されますよという約束、信頼がなければ、民主主義は成立しません。

このモデルをアメリカがつくったと言えます。フランスは非常にごたごたしました。とはいえ、イギリス、フランス、アメリカ、それぞれが立憲主義のモデルです。ただ、やはりアメリカ独立宣言はすごくよくできていて、たったこれだけの五つの文章の中に立憲民主主義の基本精神が凝縮されており、私はこれが、アメリカが発展した理由だと思っています。

設問 18. 立憲主義とは何のことですか？ 国民は憲法を守らなくてよいのですか？

さて、そこでいま立憲主義ということがよく言われます。「立憲主義って、何？」ということがここでの設問です。この答えは、すでにお分かりの通りです。まず、政府の構成者が、自分たちの権威の源泉は憲法にあるということを確認することです。そしてその政府が憲法に従って政治を行うことを立憲主義というわけです。なお、立憲主義には、立憲君主制と立憲民主制があります。イギリス、フランスで確立した立憲主義は、立憲君主制です。君主も憲法を守って統治せよというのが立憲君主制です。しかし、アメリカは、一気に立憲民主主義を確立しました。アメリカには君主がいなかったので君主を選挙で選ぶことにしたのです。したがって、アメリカの大統領は君主の代わりです。そこが議院内閣制のイギリスや日本との違いです。安倍首相をみて、君主だと考える人はいませんよね。トランプ大統領やプーチン大統領は、選ばれた君主なのだとみた方が分かり易いと思います。ただ、ロシアで立憲主義が確立しているかは疑問ですが。

ところで、憲法に反して法律を制定したらどうなるのかというと、その法律は違憲となります。最高裁がそういう違憲審査権を持っています。憲法や法律に反して内閣・行政が権限を行使したら、議会で追及されますし、場合によれば、裁判所がその行為を違法、無効とします。憲法に反して政治を行ったら、あるいは反していると国民が思ったら、国民は選挙で政府を交換できます。選ばれた政府は、官僚を使って統治を行います。

これが立憲民主主義の基本です。憲法に基づいた政治というのは、本来、そういう形で担保されることになっています。したがって選挙と最高裁判所には、大きな役割が期待されるのです。

このように憲法というのは国家の、政府のルールのことだよなという話になるのですが、国民とどういう関係があるのでしょうか。先ほどから言っているように国民は生命、自由、財産を守ってもらうために、憲法をつくり、それを守って統治することを政府に約束させました。そのことにより国民には生命、自由、幸福追求の権利が保障されます。つまり、人権が保障されま

した。

だから、大河内君の場合、本来は保障されている人権が守られていない、これはおかしいな、という感性を彼には持って欲しかった。また彼がその感性を持つことができるように教育されるべきだったと思うのです。

他方で、しかし、憲法によって政府は縛られるのだけれども、「国民はどんなの?」という問題があります。国民は守らなくていいのでしょうか?

そこで自民党の改憲案は国民も憲法を尊重しろと書くわけですが、この問題はどうかと思ったらいいのでしょうか。答えは、基本的には国民は憲法に縛られませんということになります。これは意外かもしれませんね。法学部1年生の憲法の授業でこういうことを言うと、授業が終わると学生がやって来て、「先生、国民は憲法に縛られないとおっしゃっていましたが、先生、そこ、間違っていないですか?」と言いに来るわけです。高校では、国民も憲法を守らなくてはならないと習ったのでしょね。

しかし、例えば平等という概念があります。憲法14条を見ますと、すべて国民は法の下に平等だと。人種、信条、性別により差別してはならないと言っています。国民がこれに縛られたら、どうですか。例えば、私がある女性に付き合ってくれと言ったが、私は振られて、その女性は別の人間を選んだ。その時、「君は憲法14条を知っているのか。人は平等に扱われる権利があるのだ。彼と付き合うなら私と付き合うのもあなた義務だ」と、言えるのか?言ってもいいですが、法的にはそんな義務はありません。つまり、国民には自由が保障される。国家は、その国民が男であれ女であれ、金持ちであれ、貧乏人であれ、平等に扱わなければいけない。しかし、個人は自由です。憲法があることにより国民は自由に行動できて、誰と付き合うとか、誰と会社をつくるとか、誰とサークルをつくるとか、自由です。自由が保障される。

ただし、他人の人権を侵害しては駄目ですよという。他人の人権を侵害しない限りは自由です。自由に選択できる。

設問 19. 自由とわがままは何が違いますか？

日本人に難しいのは自由とわがままの違いですね。「自由」というと「わがまま」のことだから自由は良くないという人がいます。半分当たっていて半分違うと思うのですが、つまり、日本のように集団主義的な圧力が強いところでは、みんな一緒にしましょうという。トイレも一緒に行きましょうとか、映画を観に行ったら、同じ映画を観なければいけないという意識があるので、どれを観るかで気遣いが必要です。「私は、それは嫌だから、こっちを観に行く。」と言うと、わがままと言われるかもしれない。けれども、これは自由なはずです。

わがままというのは、逆に、人の自由を拘束して、自分の意のままに従わせようというのがわがままです。子どもが「あれ買って、これ買って」というのはわがままですね。しかし自分で買うのだったら、これは自由でしょう。しかし、子どもは金がないから、親を何とか従わせようとして、ごねるわけですが、これはわがままです。他方、子どもを育てたのは親だからといって、子どもは親の言うことを聞かなければならないというのは親のわがままです。

「買ったかったら、自分で買えるようになりなさい。」というのが自由を尊重する考え方です。個人として自立できるように子どもを教育していくのが、少なくともアメリカ的な考え方といえます。

ただし、他人の人権を侵害しない限り自由だと言われても、難しいですよ。自然権からいうと、生命、自由、財産ですから、生命、自由、財産をまず侵害しない限りは自由である。

ただ、他人の生命、自由、財産侵害しないようにしなさいといっても難しいところがある。例えば、表現の自由を侵害しないようにしなさいと言われてたら、名誉やプライバシーを侵害されても我慢しなければならないのか。こうしたことを素人が全部分かるわけがないと思います。だから国民は法律に従えばいいということになります。

設問 20. 法律は何のためにあるの？

法律に従っている限りは、他人の人権を侵害していないのだと考えることができることになります。逆に法律を破っていたら、他人の人権を侵害しています。先ほどの大河内君をいじめた人たちは、法律に従わないことにより、完全に大河内君の人権を侵害している訳です。

このように、法律というのは何のためにあるかということ、基本的には、公益を守り、人権間の調整を行う、あるいは人権を付与するためにあるのだということになります。例えば社会保障は、人権の調整というより人権を付与するためにあります。皆さんの健康を守るために健康保険とか、医療の権利や年金の権利、そういうことを保障するために法律をつくる。もちろんそのためには税金などを充てるわけですが、それは民主的に決めればよいということになっています。あと、人権と人権の調整をするわけです。調整されたほうは人権が制約されていると思うかもしれないけれども、これは他人の人権を侵害しないために行われているという訳です。

少し抽象的なので具体例を出します。資料7はこの前、高校生などを集めてジュニアロースクールをやったときにつくった教材です。インターネット、「その書き込み大丈夫？」と題して行ったワークショップです。

さて、憲法 21 条は「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」と書いています。つまり表現活動は自由です。だから、僕はインターネットに自分の意見を書き込む自由があるのだ、何を書いてもいいのだと言いたい。憲法も保障しているのだし。

しかし、他方で、憲法 13 条は「すべて国民は、個人として尊重される。」ということを保証しています。個人の名誉、プライバシーは保護されるべきだと。そうすると、私生活や悪口、陰口、その他、書かないでほしくないことは書かないでという権利がある。

いま、ネットを通してのいじめとかトラブルが多いので、どうやって教えるかということ、こういう教材をつくっているのですが、そうすると、これはどうやって調整したらいいのか。難しいですよ。これだけ取り出し、「21 条と 13 条と両方を考えながら行動しなさい」というのも、なかなかそ

れは難しい (笑)。

そこで、法律があるわけです。刑法 230 条があります。230 条は名誉毀損罪について規定しています。レジュメ 3 ページで、230 条 (名誉毀損) を見てください。「公然と事実を適示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。」と書いてある。「事実の有無にかかわらず」です。

そこで高校生に、「○○君は試験中カンニングをした」とインターネットに書くことは名誉毀損に当たるのでしょうかという問題を出して考えさせました。

「事実の有無にかかわらず」ですから、それが本当であっても、うそであっても、名誉を毀損します。そして「公然と」ですが、インターネットに書いたら、誰でもそれを読む可能性があるのだから、「公然と」に該当します。とすれば、「○○君は試験中カンニングをした。」とインターネットに書くことは、基本的にはこの 230 条の名誉毀損罪に当たります。これは憲法 13 条を受けての規定ということになります。

「そうしたら、何も書けないじゃない？」ということになる。「表現の自由はどうなっているの？」ということになりますよね。そこで、230 条の 2 が制定されました。「前条第 1 項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。」というのです。

これも少し難しいですが、要は本当だったらいいよ。ただし、どういう場合かという、「公共の利害に関する場合で、本当のことだったらいいよ」と、こういう規定です。政治家が汚職したとか、書きますよね。あれは 230 条をそのまま適用したら、「公然と事実を適示し」て、人の名誉を毀損して名誉毀損だということになる。何で書けるのかという、この規定があるからです。

政治家が汚職をしたり、愛人を持ったりしているのは公共の利害に関することだと。しかしだからといって誰彼問わず、誰かが不倫したとかは書けま

せん。皆さんが本当に不倫してたって、普通は書けません。書いたら、これは名誉毀損ないしプライバシー侵害です。

公共の利害に関する場合にだけ書ける。だから、政治家については書ける。それで、タレントについても書けるといのがマスコミの論理です。週刊誌の論理によれば、みんなが知りたいことは公共の利害に関することだから、タレントの私生活は公共の利害だとかいっている、それは違うだろうと、最初、私は思っていたのです。

ただ、公人理論というのがあります。社会に大きな影響を与える人のことは公人といって、公共の利害に関する事実にあたる場合があるという、こういう判例があります。大企業の社長などがそれに当たります。確かにタレントも最近いろいろなメッセージを発して、社会に大きな影響力を与えていますよね。とすれば、そういう人たちを公人と認めてもよいのかなと思うようになりました。ただアイドルについては、弱いものいじめではないのかと思うのですが、書かれますよね。

このように、公共の利害に関する場合には「事実だったら書いてもいいよ。」という形で、表現の自由と個人の尊厳を調整しているわけです。230条の2の意義について、最高裁はこう言っています。「人格権としての個人の名誉の保護と、憲法21条による正当な言論の保障との調和」を図るために置かれた規定である、と。このように、法律で人権と人権の調整をしている。調整することにより、調整された側は人権が制限されて、法律というのはどうも人権を制限するためにあるのではないかと思うかもしれないけれども、それが目的ではなく、双方の人権の保障が目的で人権の調整をしているということになります。

ちなみに先程の坎ニングについての書き込みですが、これはクラス内のことなので公共の利害とは直接関係しませんし、坎ニングをみたと言っても、坎ニングかどうかを決めるのは学校なので、事実かどうかも確定していないということになり、名誉毀損の可能性があります。

それはともかく、法律は公益と人権を守って、人権と人権の調整を行うものとしてつくられるべきものです。その信頼の上に、国民は法律を守ってい

ればいいのだということになるのです。ですから、本当に法律がそのように
つくられているかどうかを、国民は注視しなければいけません。正しい法律
をつくることは非常に大切なことです。今回の共謀罪の創設とかに関しては、
「本当にそうなの？」ということを考えることが重要です。

設問 21. 個人と個人との関係の規律は？

法律を守ることを前提に、自由が保障され、私的自治があります。皆さん
は好きな人を選んで結婚して、家庭を持つ。その家庭の中でどういうルール
をつくるかは、みんなの自由であり、いちいち政府によって指図はされませ
ん。こういうことが保障されるわけです。

私的自治の中でどういう関係を結ぶかは、基本的には契約によって行われ
ます。ですから、契約は神聖で、契約は守らなければならないということに
なります。契約は通常、対等な個人間で行われた約束を指します。

では、次の契約は有効でしょうか。殺人を請け負う契約。愛人契約。結婚
したら職場を退職する契約。ここで皆さんに聞いてみましょう。

殺人を請け負う契約は有効だと思う人。つまり、100 万円で人を殺しても
らう契約をして、「あいつはまだ人を殺していないから、殺人を履行させてく
れ」と裁判所に訴える。あるいは、契約を守って人を殺したけれども、100
万円の代金をまだもらっていないから、「100 万円を取り立てて欲しい」と裁
判所に訴える。そうしたら、裁判所はそうした主張を取り上げてくれるで
しょうかという意味で有効ということですが、有効だと思う人は？いない。
そうでしょうね。

愛人契約。例えば月 20 万円で愛人契約を結んで、結んだのに女性がちっ
ともその務めを果たさないとか、女性は一生懸命務めを果たしているのに
20 万円を払ってくれないとか、そういうとき、裁判所に訴えて保護してもら
えるでしょうか。有効だと思う人は？いませんね。

では、結婚したら職場を退職するという契約について、有効だと思う人。
いない。では、無効だと思う人。そうですね。皆さん、よく分かっています
ね。では、なぜ有効ではないのでしょうかという。もともとお互いが納得し

ているからいいではないかというのが契約ですが、殺人は第三者を巻き込んで、人を殺す権利なんか誰もないので、それは2人だけの合意で済む問題ではない。ただ、自殺幫助契約は他人を巻き込んではいませんが違法とされています。

愛人契約が無効なのも道徳に反するからとか言われますが、愛人というのですから、奥さんがいたりするわけです。そうすると、やはり奥さんという第三者の権利を侵害しているとも言えます。

では、結婚したら職場を退職する契約はなぜ駄目なのでしょう。実際、1960年代くらいまでは、女性は職場の華とか言って、結婚退職制は普通でした。つまりその契約は有効だったのです。これがおかしいと思う女性たちが裁判で戦い、勝って初めて結婚退職制は違法となったのです。

リーディングケースとなった事件に住友セメント事件があります。それまでは、それは契約の自由の問題だと考えられていた。つまり、先ほど言ったように憲法は国家を制約するのであり、国民間を制約するのではない。未婚の女性を雇いたいという企業の自由はどうなったのだ、相手もそれを承知で契約したのではないかと。

こういう対等ではない関係の契約をどう見るかですが、労使間について憲法は特別な法律を定めるように要請しています。そうして定められた労働基準法（以下、労基法）3条は、国籍、信条又は社会的身分を理由とする差別を禁止し、同法4条は性別を理由とする賃金の差別を禁止しています。ところが、労基法には、性別を理由として賃金以外の労働条件の差別を禁止する規定がなく、その間隙を突いて、結婚退職契約が有効とされてきたのです。

これに対し、1966年12月20日に東京地方裁判所が次の理由で結婚退職制を無効としました。まず、憲法違反だと。次に、憲法の内容を反映すべきだとした民法に反すると。そして確かに労基法は性別を理由として賃金以外の差別を禁止していないが、他方、女性を保護せよという規定はあると。それらを総合すると結婚退職契約は無効としたのです。

まず、結婚退職制は、性別を理由とする差別に当たり、また、結婚の自由を侵害し、憲法13条、憲法14条に反するといえます。憲法13条によれば、

幸福追求権、自己決定権が保障され、それにより、誰と結婚するか、いつ結婚するかは自分で決める権利が保障される。そして憲法 14 条により男女の平等が保障されていると。

確かに憲法は、国家と国民の関係を規律するものであるが、民法 2 条は、「この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として、解釈しなければならない。」と規定している。民法は法律で、国民は法律を守らなければならない。そして労基法の定めも総合的に解釈すれば、結婚退職契約は、「民法 90 条のいう公の秩序に反し無効である」と言ったのです。

設問 22. 労働基本権の意義は何ですか？

少し難しいですかね。民法は国民全体に適用される法律ですが、労基法は、労働者と企業、雇用者の間に適用される法律です。このように、憲法があるからといって自動的に労働者の権利が認められるわけではありません。

その考え方に沿った法律を作らせねばならないし、憲法・法律を守らない雇用者がいたら、運動や裁判に訴えて戦わなければなりません。こうして一步一步労働者の権利が保障されてきたのです。ところが、こうした保障を十把一絡げにして規制だと非難しているのが、小泉改革以来進んでいる規制緩和ですね。もちろん必要ない規制は緩和してもよいとは思いますが。

労基法をつくりなさいというのは憲法 27 条です。「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。」とっています。この要請に応えるためにつくられたのが労基法です。

ついでに、労基法が何を言っているか紹介します。第 1 条はこういうふうに言っています。「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。」と。給料できちんと生活できなければいかんよねと、それを保障しろと言っているわけです。

第 2 項は、「この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るように努めなければならない。」とっています。

つまり、最低賃金を決めなければならないことになったわけです。例えば岡山だと今、時給781円です。東京はもっと高く958円ですね。「それを下回るような給料は駄目だよ」、もっと上を見なさいというのがこの第2項です。上を見るときにどうするかというと、「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。」とっています。

先ほどの結婚退職制は合意に基づいていますから、対等な契約のようですが、やはり雇われるほうが弱いですね。だから、結婚退職だとか任期付きだとかいわれても「同意しました」と言わざるを得ないわけです。しかしそうした契約も、憲法の精神からみて公序に反していたらその契約は無効だと、裁判所に言ってもらえることができます。

ただ裁判所に頼っていても限界があります。対等になるためには、どうしたらいいのでしょうか。そのことを保障するのが憲法28条です。「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。」とっています。

団結する権利というのは組合をつくる権利のことです。団体交渉する権利とは、組合が経営者に労働条件で交渉したいと言ったら、経営者は必ず労働者の代表との交渉に応じなければいけない。これは憲法上の義務なわけです。「団体行動する権利」というのはストライキとか、そういうことを意味するわけです。組合を作る権利、団体交渉をする権利、ストライキをする権利を労働三権といいます。この労働三権を保障することにより、労働者は対等の立場で、雇用者と交渉できますよとっているわけです。

これを実現するために労働組合法という法律がつくられています。企業と労働者は、私人同士ですので、憲法は直接適用されない。基本的に契約の自由が前提です。契約の自由が前提ですが、労働者個人々人では立場が弱いので、団結することにより、初めて対等の立場で自由な契約ができます、そのことを保障しますよと。憲法・労働組合法はこういう考え方になっているわけです。

岡大は職員組合が頑張って、5年任期切れ問題は、原則、事務職員に関しては無期転換を勝ち取りました。それにより無期転換された非常勤職員の方が、

先日、全大教の非常勤職員交流会に参加されて、その感想を書かれています。

「一番印象に残って驚いたことは、他大学の非常勤職員の無期雇用への転換が実は大変に進みづらく、交渉決裂といった厳しい状況にあるということでした」というのです。

個々の条件は、それぞれの職場で、組合と経営者の間で決めることですから、すべて同じではないのです。みんな同じだと思っていたと。

それで、「多くの情報をいただいておりますにもかかわらず、岡大のように非常勤職員が無期雇用に転換になったという大学は全国にもっとたくさんあるような、漠然と間違った感覚でございました」と。

こうした感覚を持つのは、先ほど言ったように、日本は集団主義で、おかみが何とか低いながらもそろえてくれる、面倒を見てくれるだろうという意識が、みんなに漠然とある。大河内君も親にそうした期待を持っていたと思います。しかしそれは幻想だったわけです。

お上が面倒をみてくれるのではないかという幻想を乗り越え、各人が自立して、きちんと交渉しないと権利は自分のものになりません。しかし、そうした幻想にとらわれていて、じっとしていれば、我慢していれば、政府が、あるいは大学当局が面倒を見てくれるのではないかと思っているようです。政府がそうした振る舞いをすることもあります。それは幻想です。労働者が自分たちの権利を実現するには交渉力で戦わなければなりません。それがあって始めて政府も動くのです。

最近、株価が上昇しています。史上最高の収益と言われていて、2016年という企業の内留保金が440兆円あるといわれています。今年（2017年）はもっと上がるだろうと。他方で、今年、労働分配率は43.5%で、史上最低と言われていています。つまり、企業が稼いだお金のうち43.5%しか給料に廻されていないのです。そこにはCOEなど何億と稼ぐ人の給料が含まれている話です。こうして大企業が収益を大幅に伸ばし、他方で賃金がそれに比し低く抑えられた結果、世界では、いま400家族が、世界の半分の富を持つに至ったと言われていています。この格差は、ピケティたちの研究によれば1929年の水準に戻っているそうです。それは、労働組合の組織率の低下と

見事に反比例しています。

労働組合が弱くなっているから、どんどん労働分配率は下がっている。我々は公務員準拠で、組合がなくてもなんとかかなるかと思っているから組織率も低いのかというと、やはり民間でも労働組合は弱くなっています。だから給料が上がらないのです。

給料を上げるといって、グローバリゼーションの時代ですから、企業は、なら賃金の安い国に出て行くという。ナショナリズムが過激になり、反グローバリゼーション運動が起こる所以です。ここが悩ましい所ですが、内部留保金が440兆円もあるのですから、やはり組合が強くなり、この労働分配率を50%、60%と上げていかないといけない。マルクスは、万国の労働者、団結せよと言ったわけですが、エマニュエル・トッドは、世界のエリートが団結してしまったと言っています。

組合を強くして連帯することは、難しいことですが、重要なことです。1929年というと世界大恐慌が起こった年です。この年にウォール街で株の大暴落がおこり、その時、株価は80%以上さがりました。海外に投資されていた資金がアメリカに戻され、結果、ヨーロッパ等の国々は大打撃を受けました。最も影響を受けた国の一つ、ドイツでは40%以上の失業率、そしてハイパー・インフレが引き起こされ過激なナショナリズムが大きくなりになりました。ユダヤ人を生け贄にナチスが政権を握り、日本でも軍部が台頭し、第2次世界大戦へと向かっていきます。今の時代の雰囲気は戦前の時代と似てきたといわれるのはそうしたことを指しています。

おわりに

この不吉な雰囲気を跳ね返すためにも、人権を基盤に、組合を大きく強くしていく必要があります。組合員を増やし、組合を強くしましょうというのが、全大教委員長としてのお願いということで、講演を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

【レジュメ（設問 1～22、資料 1～8）】

憲法とは何か、私たちのくらしや労働にどう活かすか

中富公一（岡山大学教授・憲法学／全大教委員長）

設問

設問 1. 大河内君は、なぜ「いじめた人を責めないで」と書いたのでしょうか。

設問 2. 大河内君はなぜ親に相談できなかったのでしょうか。

設問 3. 大河内君はなぜ遺書を書いたと思いますか？

設問 4. 大河内君はなぜ自殺したと思いますか。

設問 5. 生きるために彼はどうすべきだったでしょう。なぜそれが出来なかったと思いますか。

設問 6. 何故キチンと言わないのだろうか？

設問 7. 個人とは何？

設問 8. どうやって個人になるのか。

設問 9. 大河内君には何が足りなかったと思いますか。

設問 10. 大河内君は具体的にどういう行為を受けていましたか？

設問 11. その行為は問題ですか。なぜ問題ですか。法律はどうなっていますか。

設問 12. なぜ法律で罰すべきなのでしょう？

設問 13. 自然権とはなんですか？ 人権とは違うのですか？

設問 14. 憲法と法律の関係はどうなっていますか？

設問 15. 警察官には何故取り調べの権限があるのですか？

設問 16. 国家はなぜ、権威＝正統性を持っているのですか？

設問 17. 市民権とはどういうものですか？ 市民（人民）とは誰ですか？

設問 18. 立憲主義とは何のことですか？

国民は憲法を守らなくてよいのですか？

設問 19. 自由とわがままの違い？

設問 20. 法律は何のためにあるの？

設問 21. 個人と個人との関係の規律は？

設問 22. 労働基本権の意義は何ですか？

資料 1 大河内君（中学二年生）の遺書

いつも 4 人（名前が出せなくてすみません）の人にお金をとられていました。そして今日、もっていくお金がどうしてもみつからなかったし、これから生きていても……。だから……。またみんなといつしよに幸せに、くらしたいです。しくしく。

小学校 6 年生ぐらいからすこしだけいじめられ始めて、中 1 になったらハードになってお金を取られるようになった。中 2 になったら、もっとはげしくなって、休みの前にはいつも多いときで 6 万少ないときでも 3 万～4 万、このごろでも 4 万。そして 17 日にも 4 万ようきゅうされました。だから……。でも、僕がことわっていればこんなことには、ならなかったんだよね。すみません。もっと生きたかったけど……。家にいる時がいちばんたのしかった。いろんな所に、旅行につれていってもらえたり、何一つ不満はなかった。けど……。（略）

オーストラリア旅行。とても楽しかったね。あ、そーいえば、何で奴らのいいなりになったか？それは川のできごとがきっかけ。川につれていかれて、何をするかと思ったら、いきなり、顔をドボン。とても苦しいので、手をグッとひねった。助けをあげたら、また、ドボン。こんなことが 4 回ぐらいあった。特にひどかったのが矢作川。深い所は水深 5～6m はありそう。図 1（※略）みたいになっている。ここで A につれていかれて、おぼれさせられて矢印の方向へ泳いで逃げたら、足をつかまれてまた、ドボン。しかも足がつかないから、とても恐怖をか

(1/4)

んじた。それ以来、残念でしたが、いいなりに
なりました。あとちょっとひどいこととしては、
授業中、てをあげるなどが テストきかんでも
あそんだとかそこらへんです。(略)

いつもいつも使いばしりにされていた。それ
に自分にははずかしくてできないことをやらさ
れたときもあった。そして強세의に、髪をそ
められたことも。でも、お父さんは自分でやっ
たと思っていたので、ちょっとつらかった、そ
して 20 日もお金をようきゅうされて、つらか
った。(略)

自殺理由は今日も、4 万とられたからです。
そして、お金がなくて、「とってこませんでした」
っていつても、いじめられて、もう一回とって
こいっていわれるだけだからです。そして、も
っていかなかったら、ある一人にけられました。
そして、そいつに「明日、『12 万円』もってこ
い」なんていわれました。そんな大金はらえる
わけ、ありません。それに、おばあちゃんから
もらった、千円も、トコヤ代も、全て、かれか
にとられたのです。そして、トコヤは自分でや
りました。とてもつらかったでした。(23 日)

また今日も 1 万円とられました (24 日) そし
て今日は、2 万円とられ、明日も 4 万円ようき
ゅうされました (25 日) あと、いつも、朝はや
くでるのも、いつもお茶をもっていくのも、彼
らのため、本当に何もかもがいやでした。

なぜ、もっと早く死ななかつたかという
と、家族の人が優しく接してくれたからです。学校
のことなど、すぐ、忘れることができました。
けれど、このごろになって、どんどんいじめが
ハードになり、しかも、お金がぜんぜんないの
に、たくさんせといわれます。もうたまりま
せん。最後まで、御迷惑をかけて、すみません。
忠告どおり、死なせてもらいます。でも、自分
のせにされて、自分が使ったのでもないのに、
たたかれたり、けられたりって、つらいですな。
(中略) 14 年間、ほんとうにありがとうございます。
(中略) お金の件は、本当にすみません
でした。働いて必ずかえそうと思いましたが、

その夢もここで終わってしまいました。そして、
僕からお金をとっていた人たちを責めないでく
ださい。僕が素直に差し出してしまったからい
けないのです。(略)

あと、僕は、他にいじめられている人よりも
不幸だと思います。それは、なぜかという
と、まず、人数が 4 人でした。だから、1 万円も 4
万円になってしまうのです。しかもその中の 3
人は、すぐ、なぐったりしてきます。あと、と
られるお金のたんいが 1 ケタ多いと思います。
これが僕にとって、とてもつらいものでした。
これがなければ、いつまでも幸せで生きていけ
たのと思います。(後略)

資料 2 夏目漱石『坊ちゃん』から

ここに来たとき第 1 番に氷水を奢ったのは山嵐
だ。…あした学校に行ったら、1 銭 5 厘返して
おこう。おれは清から 3 円借りているその 3 円
は 5 年たった今日までまだ返さない。返さない
んじゃない。返さないんだ。清は今に返すだろ
うなどと、かりそめにもおれの懐中をあてには
していない。おれも今にかえそうなどと他人が
ましい義理立てはしないつもりだ。こっちがこ
んな心配をすればするほど清の心を疑うよう
なもので、清の美しい心にけちをつけると同じ
ことになる。返さないのは清を踏みつけるの
じゃない。清をおれの片破れと思うからだ。

資料 3 アメリカ独立宣言

- ①すべての人は平等に造られ、
- ②造物主によって一定の奪うことのできない権
利を与えられ、
- ③その中には生命、自由および幸福の追求が含
まれる。
- ④これらの権利を確保するために人びとの間に
政府が組織され、その権力の正当性は被治者の
同意に由来する。〔さらに〕
- ⑤いかなる統治形態といえども、これらの目的
を損なうものとなるときは、人民はそれを改廃
し、彼らの安全と幸福をもたらすものと認めら

(2/4)

れる諸原理と諸権限の編制に基づいて、新たな政府を組織する権利を有する。

資料4 日本国憲法

第13条【個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉】 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条【法の下での平等、貴族の禁止、栄典】

1 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第21条【集会・結社・表現の自由、通信の秘密】 ① 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

第24条【家族生活における個人の尊厳と両性の平等】

1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 (家族のこと) に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第27条【勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止】

1 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条【勤労者の団結権】

勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条【財産権】 ①財産権は、これを侵してはならない。

第32条【裁判を受ける権利】 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

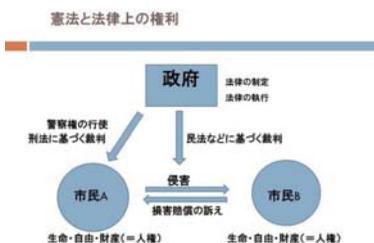
第41条【国会の地位・立法権】 国会は、国権

の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

第76条【司法権・裁判所、特別裁判所の禁止、裁判官の独立】 第3項 すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

第99条【憲法尊重擁護の義務】 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

資料5 憲法と法律の関係



資料6 刑法

第208条(暴行) 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

第204条(傷害) 人の身体を傷害した者は、15年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第222条(脅迫) 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、2年以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

第223条(強要) 生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3年以下の懲役に処する。

刑法第230条(名誉毀損) 公然と事実を適示

(3/4)

し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

第230条の2(公共の利害に関する場合の特例) 1項 前条第1項の行為(公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した行為)が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

第235条(窃盗) 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第236条(強盗) 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、5年以上の有期懲役に処する。

第249条(恐喝) 人を恐喝して財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

第261条(器物損壊等) 前3条に規定するもののほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。

資料6 民法

第2条 この法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等を旨として、解釈しなければならない。第90条 公の秩序又は善良の風俗に反する事項を目的とする法律行為は、無効とする。

第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

民法第710条 他人の身体、自由又は名誉を害したる場合と財産権を害したる場合とを問わず前条の規定に依りて損害賠償の責に任ずる者は財産以外の損害に対してもその賠償を為すことを要す。

資料7 人権間の調整



どうやって調整したらいいの？

刑法230条の2で調整

刑法230条の2の意義

「人格権としての個人の名誉の保護と、
憲法21条による正当な言論の保障との調和」
を図るため
(最高裁大法廷判決昭44(1969)年6月25日)。

資料8 労働基準法

第1条 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。

第2項 この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るよう努めなければならない。

第2条(労働条件の決定) 労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。

第3条(均等待遇) 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。

第4条(男女同一賃金の原則) 使用者は、労働者が女性であることを理由として、賃金について、男性と差別的取扱いをしてはならない。

(4/4)

〈対談〉 日本のおきな岐路に それぞれの持ち場から 立ち向かう



京都大学法科大学院 教授

高山 佳奈子

専門は刑法の基礎理論、経済刑法、国際刑法。国際刑法学会理事。2017年から日本学会議会員。2006年、ドイツ連邦共和国功勞十字勲章小綬章。著書に『故意と違法性の意識』（有斐閣、1999年）、『共謀罪の何が問題か』（岩波ブックレット、2017年）など。



東京新聞社会部 記者

望月 衣塑子

千葉、埼玉など各県警、東京地検特捜部、東京地高裁の裁判担当を経て出産後、經濟部に復歸。社会部で武器輸出、軍学共同を主に取材。著書に『武器輸出と日本企業』（角川新書、2016年）、共著に『武器輸出大国ニッポンでいいのか』（あけび書房、2016年）など。

——（聞き手：井上 伸 <国公労連中央執行委員>）

きょうは、共謀罪反対運動や「安全保障関連法に反対する学者の会」の運動をはじめ、京都大学職員組合の中央執行委員長などに携わってきた高山佳奈子京都大学教授と、武器輸出・軍学共同問題の取材をはじめ、菅義偉官房長官の会見の場でも奮闘されている望月衣塑子東京新聞社会部記者にお話をうかがいます。

対談（2017年11月14日）は、前月に行われた衆議院選挙の結果や、開会中の特別国会で追及が再開されようとしていた加計学園問題、伊藤詩織さん事件など安倍政権に関わるさまざまなスキャンダル、また共謀罪・安保法制・改憲などの軍事・治安立法や武器輸出・軍学共同問題など日本の国家としてのあり方に関わる問題に触れながら、大学人や公務員、また報道関係者が本来發揮すべき公共的役割をおびやかされる状況の中でどのように立ち向かっていくべきかという点に及んだ。本誌では、このうち大学・学術と行政・政治との関係性、また日本のあり方の岐路にどのように相対していくかにかかわる部分を抜粋してお届けする。（なお、全文は国公労連発行『KOKKO』2018年4月号に掲載の予定）

武器輸出問題の動向と軍学共同

望月 トランプ大統領の初来日であらわになりましたけど、横田基地におり立って「USA！」と叫んで、「日本が貿易赤字解消のためにアメリカから武器を買い、それによってアメリカの雇用は潤い、そして日本の安全は保障される」とトランプ大統領が語って、安倍首相は「量的にも質的にも拡大してF-35なども購入しております」などと応じました。このやり取りで、日本がアメリカの高い兵器を買い続けていることがわかりやすい形であらわになった。実際、2014年4月の武器輸出解禁以降、アメリカのFMS（対外有償軍事援助）でアメリカ政府を経由して日本が武器を買う動きが、F-35や無人偵察機のグローバルホークで格段に活発になっています。安倍政権のこの5年間と安倍政権前の5年間を比較すると4.5倍も武器の購入額が増えているのです。そのことをどう伝えるとわかりやすいかなと思っていたところ、トランプ大統領の発言で随分わかりやすくなったという点はありました。

一方で、今回の衆院選で私が取材していて有権者の方が期待したのは教育無償化ですが、これに関しては選挙が終わった途端に、自民党の会議の中で出世払いとか、保育園に関しても認可外は除外とか、結局、選挙対策だけで

言っていたのかということがポロポロ出てくる。そして、安倍政権が重点を置いているのは、教育よりも国防、しかも軍事で、これをいかに強化していくかということになっています。

高山 でも私は軍事強化にもなっていないと思います。F-35とかオスプレイとかは性能に問題があるじゃないですか。それをすごく高いお金でたくさん買わされているのは、軍事力を高めるというよりも一部の人のお金儲けのために税金をドブに捨てているようなものです。その税金を教育・福祉のために使えばどれだけ役に立つかと思うのです。

望月 F-35の問題については、東京新聞の半田滋編集委員が記事を書いています。F-35の中にあるシステムがまだ完成していなくて購入しても機能しないとのことで、グローバルホークに関しては、今年また追加で144億円ぐらいの予算要求になるのですが、「新たな部品の開発が必要だ」として平気で100億円単位でお金を追加要求している。トータルで考えたら、開発から最後の配置までで2,200億円ぐらいお金がかかる上に1時間動かすのになんと300万円かかる。加えて機密性の高いものとしてアメリカは技術を開示しないので、整備でも何でも毎回アメリカから技術者を呼んで、そのたびにチェックしてもらうことになって、維持費もコントロール費も含めてどんどんアメリカにお金が行くというシステムです。防衛省すら反発を感じているのになぜこんなことをやっているかと言うと、私が取材して見えてくるのはやはり官邸の意向なんですね。

——直近の武器輸出の動向についてはどうでしょうか？

望月 今回の北朝鮮情勢を踏まえてイージス・アショアという新たなミサイル防衛を1基800億円で2基購入することを早々に決めています。これは過去最高の規模になった5兆2500億円を超える2018年度の防衛予算には入っていない予算で追加で決めているんですね。ミサイル防衛システムはも

のすごくお金がかかる。日本が強調している PAC3 や、三菱とレイセオン社という軍事企業が開発している SM-3 ブロック 2A というものがあるのですが、その弾というのは1発が24億円もするのです。こうした軍事にウエートを置きすぎることが、結果として私たち国民の福祉や教育、本来もっとウエートを置くべき将来への投資を削ることになり、私たちを貧しくするというのは北朝鮮を見ればわかりますよね。

高山 大学の基礎研究や文化・産業の振興のために投資をしておかないと国力全体が先細りになっていくのは明らかです。今のやり方では軍需産業の一部のところだけ一時的には儲かるかもしれませんが、国の体力はどんどんなくなっていく。そういう方向に持っていかれているのが明らかですので、大学の中からも軍事優先に反対の声をあげていかなければいけないと思っています。

望月 日本学術会議が軍事研究に関する新しい声明を今年3月に発表しました。その過程を取材したときに、学術会議の検討委員会の場では、研究者が軍事面で協力していろいろな知識を提供したことがその後の戦争の惨禍を拡大したことなどをふまえて、学術の原点に立ち返って同じことは繰り返さない、文科系の歴史学・憲法学の研究者が声を大にして語ってくれて、少しあやふやだという批判もありますが、何とか学術会議の1950年、67年の「声明」をもう一度踏襲する新しい声明になったと思います。

高山 あやふやというより、それは作成されていた委員の先生方何人かのお話を聞いたところ、そのような表現にせざるを得なかったという事情があって、かなり私たちも冷や冷やしたんですね。

というのは、豊橋技術科学大学学長の大西隆学術会議前会長は自分の大学に防衛研究費をもらっていて、それで学術会議の会長をやっていたわけです。そういう方も委員に入っているところで、そうでない方向性でまとめるということ自体が本当に大変だったと思いますし、座長は杉田敦法政大学教授で、

山極壽一現会長（※山極現会長は京都大学総長）もメンバーとして入っていたわけですが、よく頑張ったなど肯定的に評価しています。この10月から私も学術会議の正会員になりました。引き続き、軍事研究についても検討する委員会が続くそうですので、議論を盛り上げていければと思っているところです。

望月 10月に山極会長が選出されたとき、軍事研究について話し合っていく委員会をつくると言われていましたね。その委員会に高山先生もぜひ入っていただければと思います。

高山 まだ私が入るかどうかはわかりませんが、学術会議自体が女性を積極的に登用していく制度になってきていて、3分の1ぐらいは女性で占めようということで、それで私も会員になったということがあります。

望月 選び方に関しても良くなった面があるのですね。

高山 頑張って女性を増やしていますね。

京都大学総長選廃止の動きと政府の大学コントロール

——山極さんが京大総長に就任するまでにも色々あったようですね。

高山 全国的には特定秘密保護法案の問題が議論されていたのと同じぐらいの時期だったのですが、2013年末ぐらいから京大で総長選挙を廃止するという動きがあったのです。京大の総長選挙は100年ぐらいの長い歴史があるのですが、突然、総長選考会議の話し合いが前総長のもとで秘密の扱いになったのです。それで何がどのように話し合われているのか非公開で、これは怪しいというふうになっていたときに、前総長が本来は総長の任期の再

選はないにも関わらず再選されたいという意欲を示すような発言をするようになった。そこで教職員は驚いて、これは何か秘密裏に進行しているに違いないということで情報の開示を求めたり、総長選廃止に反対する署名運動を展開するなどして、結局、総長選を維持することができて、それで選ばれたのが山極現総長なのです。

前総長はトップダウン式の大学運営を行おうとしていましたが、山極総長は全く逆です。現場のアイデアや意見を重んじて大学は運営していくべきで、現場の声を大事にするのが大学の自治であるというのが山極総長の考えで、それが大きな支持を集めたと思います。

ほかの大学では教職員の投票で選ばれた人が学長にならないケースもありますが、京大は投票通りに選ばれたので良かったと思います。ただ、この総長選の過程の中で、事実と反するマスコミ報道されたという問題がありました。2014年3月16日付で読売新聞が1面で「京大、学長を国際公募 改革へ指導力期待」という記事を掲載し、朝日新聞にも同趣旨の記事が掲載されました。事実と反する内容が1面トップで報道されると、京大のこの問題を知っている人以外の多くの一般の方は事情を知りませんから、そう決まったのかと思ってしまいますよね。この記事はウソなのに、新聞はウソだとわかってでも責任を取らない。本来は報道機関のモラルや社会的なコントロールがあると思うのですが、ウソを公然と報道されるという問題がありました。

望月 全く情報がないところから新聞が勝手に書くということは考えられないと思います。これは意図的にこうした方向に持っていきたい政府関係者によるものとも考えられるでしょう。そうすると、これはどこから情報を流したのかということになります。

高山 総長選考会議の秘密措置が執られていたところのメンバーの誰かが情報を流したと考えられます。

望月 そういう問題もあった中で山極さんが登場したわけですね。

いま私が軍学共同の問題を取材していると、やはり東大と京大の学長がこの動きにどういうメッセージを発してくれるかというのを私自身も期待していますし、社会的にも期待されていると思うのです。

学術会議で去年1年間かけて安全保障と技術に関する検討委員会があって、そこに山極さんが委員として入ったときも、まだ京大としての話ではなくて個人的な意見として取材などでも述べてもらっていました。3月の学術会議の新しい声明の方向性が決まる前に東大と京大がこうするというふうな旗印というのは立てていなかった。ただ山極さんは、卒業式とか修了式のときに必ず学徒動員などのお話をされていますよね。こうしたことは京大からのメッセージとして多くの人に伝わります。できれば東大からもメッセージを発信して欲しいなと思っています。山極さんに期待感をかけ過ぎるのはプレッシャーになると思うものの、いまの政権がこれだけ軍学共同に傾倒していく中では、東大と京大のそれぞれがかつてのように、軍学共同反対で発信して欲しいと思います。

高山 京大は職員組合が山極総長と会見をしたときに、ぜひ京大としても軍学共同反対で発信して欲しいと要請したところ、「いま自分は学術会議の委員としてその方向で頑張っている」という回答でしたが、個人としての立場は明確でした。京大としても、いま検討しているところで、大学としての文書もつくる予定になっています。

望月 これまでは軍学共同はしないというのを申し合わせのようなかたちでやっていて、特に京大として声明を出すということはないのですか。

高山 声明にはなっていないですね。

望月 文科省や防衛省を取材していると彼らがよく言うのは、「東大と京大をいかにコントロールできるか」ということです。東大と京大が軍学共同でコントロールできれば、ほかの大学は追随してくるという狙いで、東大と

京大に非常に力を置いているのがわかります。ですので、山極総長はかなりの覚悟で立場を鮮明にしていると思うのですが、東大を取材すると、いまでもすでに政府から目をつけられているけれど、ここで軍学共同反対の旗印を掲げた瞬間にいろいろな圧力が、文科省や自民党の国防族系統の国会議員からかかってくる。そうすると、「全面戦争になるだけで労力が使われるので、そこはうまく逃げるしかない」と言う東大の先生もいて、それを意識して五神真東大総長は学徒出陣などには触れないのかなとも思っているのです。

つまり政府と対決するということは文科省とのコネクションもたくさんあってなかなか厳しい。だからしたたかにやるために、あまり表立って軍学共同反対を東大として主張するというのはリスクーなのだという話ですが、高山先生はどう思われますか？

高山 東大は、立ち位置としてより政府とのしがらみが大きいですから。どこでバランスを取るのかということころはもう少し京大に近いところを取って欲しいのですが、京大はその面では政府と距離がありますから、あえて政府に批判的な立場をとることも京大に期待されている社会的役割であったし、これからもそうだと思います。私自身がもともと東大の教員だったので思うのですが、京大でいま執行部の重要な役職についている人の中はかなり東大出身者がいるのです。東大と京大の両方を見ていて、京大は政府とべったりになってはいけない、距離をとらなければならないという考えでいまのところ現体制の下ではやっていると思いますね。

ただ、ほかの旧帝大をはじめとする国立大学にも文科省からの役人が送り込まれてきていますから、その人たちとの関係もなかなか大変で山極総長も苦労されていることと推測しています。

望月 文科省からは教員として来ているのですか？ 事務局にも来いますよね。

高山 教員や事務、理事などで来ています。

望月 池内了名古屋大学名誉教授が、政府が大学をコントロールしようとしているかを如実にあらわすのが文科省から大学への人の送り込みだと指摘していますね。

高山 逆に、京大がなくなってもいいのかぐらいの勢いで大学側はいけば、政府に対してもプレッシャーにはなると思うのです。

政府のコントロール下での大学・学術の危機的状況

望月 去年から今年にかけての動きでおもしろかったのは、北海道大学がある先生の研究を認めて防衛省の新たに2015年から始まった助成金制度への応募をして採択された。これがニュースになった途端に、北海道の教職員をはじめ全国の軍学共同反対連絡会の先生方等が、「あの北大が」ということで抗議の署名や声明、申し入れ等をして、その結果なのかはわかりませんが、北海道で7つか8つぐらいある工業系の大学のすべてが「軍学共同はやりません」という声明を掲げたことです。防衛省は工業系の大学こそ手を出してくるだろうと期待していたのに逆にそういうことになって、かつ学術会議の新しい声明によっても応募はしないという大学が広がっていますね。

高山 大きな影響力を持ったなと思うのは、東京や大阪の大きな私立大学で軍事研究の予算には応募しないという大学としての態度を明らかにしたことによって受験生がたくさん集まったことですね。

望月 それは軍事研究をしない大学で学生は学びたいということになっているわけですね。

高山 それで防衛省の補助金とはれないのだけど、受験生がたくさん集

まってきて大学の評価が上がるのだったら、全体としてはそのほうがメリットなので、そういう損得勘定だけで言っても、軍事研究に批判的な世論を盛り上げて受験生の動向もそれに応じて動くというのが一番いいと思いました。

望月 明治大学が1月15日付の朝日、毎日、読売の各紙に「軍事利用を目的とする研究・連携活動の禁止」を表明する全面広告を初めて掲載したり、法政大学が軍事研究を行わない方針を1月に発表したりして、それが学生を引きつけているわけですね。

高山 関西大学も昨年12月に軍事研究の禁止を発表していますし、大きな私立大学が軍事研究に反対して禁止するという態度を示すと大きなインパクトがあります。

望月 そうすると、明治大学や法政大学、関西大学は国からの助成金などを減らされるのですか？

高山 いま全体的な予算配分が安全保障研究の防衛装備庁のほうについて、私たち文科系はじめほかのところの助成金は先細りなので、一応残されていますけれども、金額の制限や応募制限があったり、審査の枠組みが変わったりなどだんだん取りづらくなってきて圧迫されている。そして、「国立大学から文科系は廃止」という通知が文科省から出っばなしなので、京都大学ロースクールは最後まで残るけど、ほかは全部なくなってしまうかもしれないという状況です。

望月 理系をことさら重視し、文系を廃止しようというこの動きというのは、これからの日本を考えたときに大きな懸念がありますね。

高山 もちろん理系も大事だし、日本が誇っている研究もたくさんあるわけですが、それと同時にいろんなアイデアとか、文化的な魅力、国際的に注

目されているようなものというのは細かいところから出てきていて、それを下支えているのが文系の研究です。もちろん法学とか経済学のように実用的な文系の学問だって社会を動かしていくためには不可欠なわけですよ。こうしたところで優秀な人材が育たないということになってしまうと、日本の法制度とか経済とかをどうやって構築していくのですかという話になります。いくら技術があっても仕組みをつくることを考える人がいないと政策として成り立ちません。いま海外との競争も文系でも激しくなっていますから、優秀な人は海外で勉強したほうが安く済むし、レベルも高いということになりつつあって、大きな危機感を覚えています。

望月 この文系を廃止する動きというのは「アメリカへならえ」みたいなところがあるのでしょうか？ アメリカも理系を重視すると、確かオバマ政権下で掲げていたような気がしますが。

高山 オバマさんも法学を勉強していた方ですし、哲学とかも非常に重要なので、いまの流れで行くと私立大学にしか文系が残らなくなって、お金の余裕がないけど文系の勉強をしたいという人が学べなくなってしまいます。

——理系もずっと運営費交付金が減らされて基礎研究が成り立たなくなってきています。論文数などの国際比較で日本の研究だけが落ち込んでいることが、最近マスコミでも問題視されていますね。

高山 iPS細胞研究所が自転車操業というのは国としておかしいと思うんですよ。ドーンと予算がついていないとおかしいようなところでもカツカツで、職員を確保するのが大変な状態です。そういう点でも予算の使い方が国策としてもおかしい方向に行っていると思います。

望月 ノーベル賞を受賞した大隅良典先生が、「文系の予算も含めて増やすべきだし、基礎研究にもっと重きを置くべきで、軍用機1機にくらべれば

安いものだ」とはっきり指摘しています。これは本当にその通りなのですが、こういう点に、安倍首相が関心がないということも大きいのかなと思います。

高山 個人的にはそうだと思うんですね。トップダウン式の政策を進めていた日本学術振興会の会長なども、学問にいろいろな分野があってそれぞれ大事なんだということに対する理解がありません。

——つくばの国立研究機関も理系ですが、若手研究者が不安定雇用になってしまって落ちていて研究できないという状況が広がっているという問題も大きいと思います。

高山 そうですね。非常に短い期間で職場を変わっていくことになって、就職活動にとられる時間がすごく長い。そうすると、本来の研究の時間が取れなくなっているのです。

望月 理系でさえそうで、短期雇用で研究もままならないわけですね。

高山 そうですね。文系はまともな短期雇用もないから食べていくのが大変という感じですよ。

公正な行政のための専門家の役割を破壊する安倍政権の政治

高山 官僚や学者などには、専門家としての責任がある。ジャーナリストにもあると思いますし、私は研究者なので専門家・学者としての社会的責任を考えると、これは私自身の立場ですが、どの政党による政権であっても貢献すべきところは貢献すべきだし、するべきでないことはするべきでないと言う任務があると思うんですね。官僚も専門家集団ですので、特定の政党には寄り添うけれども、ほかだったら妨害するとか、そんなことになっては

いけないので、どの政党が政権を取っていても果たさなければならない仕事はあるし、個人的な、政治的な意向で左右されてはいけないと思っています。

私は政府の委員もずっとやっていて、最初に始めたのは小泉政権のときだったのですが、その後の民主党政権のときもずっとやって、いまでも自民党に戻りましたけれども、続けているという感じで、何か専門家として提供できる知見とかを出すのは学者の仕事であって、それは自民党政権だったらやらないとか、民主党だったらやるという話ではないと思っています。これは異論があるところかと思いますが。

望月 学者としてよりも政権がこういうことを言って欲しいと期待しているからという立ち位置で発言しているなという人もいるように思いますが、それとは大きく違いますね。

高山 多くの場合、政権の意向に沿わない学者はそもそも委員に採用されないですね。私は女性の数が少ないのでずっと委員をやっていますが、男性の学者は候補者がたくさんいるので、政治的にこいつはやめておこうという動きもあると聞いています。

望月 杉田さんは否定していますが、前川さんは文科省の審議会の委員を選ぶときに、安保法制に反対している学者だからという理由で、2人の学者を差し替えて欲しいという話があったと言っています。そういうことを政府側はできるし、やられているかもしれないわけですね。

とくに官僚が中立的に動くことはいまの安倍官邸ではできませんね。内閣人事局をつくってこれだけ官僚人事を差配している中で、今回の加計・森友問題を見てもわかるように、ものが言えないという状況だと思います。前川さんも辞めて言えたというところも大きい。加計学園に関しては、本当はこんなことは許せないと思っている文科省の心ある官僚の方もたくさんいると思います。

高山 いると思います。でも守秘義務などもあり言えない。本当に大学設置審なんかは秘密ばかりですからね。そもそも誰が委員なのかもわからない。

望月 誰が委員になっているのかわからないのに、最近出たNHKの報道では、詳細に設置委員のある人が「こんなの獣医学部の閣議決定4条件を満たしてないじゃないか。いいのかわかるのか」と言って、文科省は「いや、いいんです。それは文科省が決めるから、先生方もここはご判断なさらないでください」という話が出て来る。

竹中平蔵さんや八田達夫さんなど諮問会議のワーキンググループの先生方というのは、子どもが減って家畜の数も減っていくという状況の中で、国家戦略特区で革新的な獣医学部をつくるという考え方はいいとしても、それに合った革新的な研究ができる大学はどこなのかと見たときに、なぜ京産大を外しているのかというのが本当にわからない。京産大は大槻公一さんという鳥インフルエンザの権威と言われているセンター長の方がワーキンググループに対してプレゼンテーションをして、そのときの資料が公開されていますが、京大のiPS細胞などとも一緒にやっていけることなども含めて資料をパッと見ただけでも新たな研究ができる学部にしていきたいという思いがあることが非常に感じられる。

一方で、安倍さんがプレスセンターの会見で何回も「加戸さんの話を取り上げてないじゃないですか」と朝日新聞を攻撃したわけですが、実際は朝日新聞も取り上げていた。加戸守行さんというのは前愛媛県知事ですが、加戸さんのプレゼンテーションというのは3枚ほどで、その内容から比したら獣医学部の中身に関して内容は乏しいもので、それを「比較考慮した」と言っているのですが、比較考慮した議事録もなければ資料もないわけです。これを前の山本幸三地方創生担当大臣は「比較考慮したときに、よりそちらのほうがよかった」というような趣旨のことを言っているのですが、その根拠は何も示していない。きょう正式認可になったということですが、こういうやり方で大学設置が決まっていくということは大きな問題です。

高山 やはり情報が開示されていないというのが最大の問題だと思います。あとからチェックしようがないじゃないですか。これはあらゆる面で行政全般に当てはまります。

望月 安倍さんは「加戸さんのお話を聞いてくださいよ」と言うのですが、加戸さんというのは、実際にプロセス選定の時期はもうそこに関わっていた人ではないので、彼自身がそもそも獣医学部のプロフェッショナルではなくて単に文科省のOBの方であるし、恐らく加戸さんが言っているように愛媛県に大学を設置して愛媛県を活性化させたいという思いは強かったし、そこに賛同を示してくれたのが加計学園であり、加計孝太郎理事長だったんだろうなということとはよくわかるんですけど、それと先進的な、革新的な技術の研究ができるような獣医学部をつくれるか否かということとはまた別の問題です。公平、公正に行ったことを証明していないわけですが、いま政府は「いいんだ」と押し切っているわけですね。

「モリカケはもういいよ」という声も衆院選の取材をされていて言う人もいました。「遅かれ早かれ、みんなあんなのやっているんでしょ」と言うのですが、でもこれは100億円規模の税金が使われていくわけですよ。

高山 100億円は、「みんなやって」いないと思います。年収1億円の人が100人、年収1000万円だとその10倍ですからね。

望月 既存の大学でできないかどうかも含めて判断する」となっていることについても、大阪にある獣医学部の大学は定員数をあと20人増やしてもいいとしていて、そこはすでにきちんとした研究施設がたくさんそろっていて、何本もいい論文も出されている。そこの先生が7年続けて手を挙げているのに全く無視しておいて、加計学園を新たに作りますという話を聞いて「びっくりしました」と言っていました。私はこれを既存の大学でできないかどうかのチェックはしていないと思いますし、実際、いま獣医学部があると

ころにこういうことができるか聞いたら、いくつかの学部に関しては自分たちの陣容を、受け入れの学生数を増やして手厚いさらに進んだ研究をしたいところはあると思います。予算的に考えても、恐らくそうしたほうがコストもかからないでしょう。

そして、野党の国会での質問時間を減らして、森友も加計も野党が追及できないようにしたいという本当に姑息なことを続けてきている。

高山 私は共謀罪審議のときに法務委員会の参考人意見陳述に一度出たのですが、そのときも発言時間が自民党と公明党と合わせて40分ありましたが、私が出している疑問点に全く一言も答えてないんですね。議論にならないというか、私はしゃべらせてもらえないし、与党政治家は参考人に意見を聞かないで自分でしゃべっているという酷い状態でした。

望月 ほとんど話す機会を与えられないということですか？

高山 はい。例えば自民党の質問時間が20分あったとすると、10分以上質問者が自分でしゃべっているんですねよ。私は自民党の人に1回も当てられないし、しゃべらせるなということだったのだと思うんです。

それでテレビ中継もないし、ネトウヨは野党の質問がおかしいみたいなことを書いているし、ですから情報が正しく伝わっていませんので、東京新聞をよく読みましょう(笑)。東京新聞は本当にたくさんの記者の方に取材していただいて、実際に出していただいたんですけど、ほかは必ずしもそうじゃなかったという感じです。

安倍政権下で日本が今向かいつつある方向は

——望月さんが書かれた『新聞記者』（角川新書）を読ませていただくと、加計問題に関わって前川さんにロングインタビューされて、そこから菅官房長官の記者会見に臨むというような展開になっていますけど、やはり前川さんのインタビューが契機になったのでしょうか？

望月 菅官房長官の会見に臨む直接のきっかけは加計・森友問題ですが、根本的には自分が2010年からスタートした武器輸出ですね。取材を始めた頃、古賀茂明さんが「安倍さんというのは恐らく海洋軍事国家を目指しているんだ」と話してくれたのですが、最初は半信半疑でした。ところがいま着々とその方向に進んでいる。今年5月に自衛隊法を改正して、中古の防衛装備品を要望の強い東南アジア諸国を含め無償とか低価で出せるとしましたし、これを菅さんは否定していますが、官邸サイドが先週、防衛大臣や外務大臣、主計局長ら呼び出してODAの軍事版のようなものをやらせようとしている。これは日本の中古武器を買わせようとしても整備や補修も含めて買う新興国からするとひどく高額なので、リスクも高くなる。そこをODA的な日本の税金を一部当てたりすることで相手国に安く買わせるというような、いわゆる武器輸出版ODAみたいなことを狙っている。これは前々から防衛省内での有識者会議では検討されていたことなのですが、これがもしかしてマレーシアの哨戒機に関して適用され得るかもしれないという話が出てきている。

アメリカがいま日本に高額な武器をどんどん買わせているわけですが、逆に日本が自分たちよりも技術的にも経済的にも力のない国々に日本の防衛装備品、武器を売っていくという、アメリカと同じことをやっていく構造になるわけです。これは海洋軍事国家というのをある意味で目指していると、私は言えるのかなと思うんですね。そういうもので国を富ませていく。アメリカはまさに軍事で稼いでいるということもあるし、それが結果としてISILを含めて世界各地の紛争やテロを生んでいるという側面もある。いま

までの日本は憲法9条と武器輸出3原則が歯止めとなって武器を輸出しなかった。それが徐々に崩れつつある。こうした流れで日本が海洋軍事国家になっていく懸念が安倍政権と対峙する私の根本になっています。

前川さんを取材していると教育がかなり変えられていくと思ったし、武器輸出を取材すると国の防衛とか軍事のあり方、私たちを取り巻く日本経済や財政のあり方もすごく変わっていく。国家が変えられていく。それから詩織さんを取材すると、司法の世界も非常に歪んで機能しているという可能性があるとも思って、これは非力でも、菅官房長官の会見の場に行くしかないという覚悟ができました。前川さんも詩織さんも相当な覚悟で会見も取材も応じていましたから、それを取材したジャーナリストの一人としても覚悟をもってやりたいと思ったのです。

高山 本来想定されている日本のあり方と全く違う方法にいま来ていて、私がいいなと思う日本の姿って、例えばクールジャパンと言われているような文化的な魅力であったり、知的財産とか、iPS細胞とか、そういうもので日本の競争力が高まっていくというのがいいと思うので、軍需産業で競争してどうするんですかと言いたいです。あるいは大きなモノだけつくって途上国に買わせてみたいなこと一部の人が儲かるという産業構造は国としての本来のあり方ではないと思います。それは日本人にとっても不幸なことだし、国際社会からも期待されていないことです。

いまの経済も「アベノミクス」などと言われていますが、本来「何とかミクス」という名前をつけることができるような内容のものでは到底なくて、IMFからもダメ出しが出されていますし、錬金術みたいなものじゃないですか。公的年金のお金を投資に使って損失を出すなどというやり方なので、ねずみ講とまでは言いませんが、ないところからお金をつくり出そうというやり方は姑息であって本来あるべき姿ではありません。コツコツと競争力を生み出すようなものを支援していかなければならない。そのためには研究とか、教育とか、福祉とかを大事にしないといけないのにそっちのほうにお金を使わないで、とりあえず大きなもの、高いものをドーンとつくって売ると

か、あるいは買うというかたちで経済を多く回していくというのはとても乱暴だし、知性がないやり方だと思います。反知性主義ですね。

私は学者だから自由だし、いろんな意見も外で言えるのですが、ピラミッドの中にいて働いている人たちは自由に意見が言えない状態にされている。ストレスが大き過ぎて病気になってしまうのではないかと心配しています。いま若い方の過労自殺が問題になっています。それは働き過ぎのストレスが大きいと思いますが、精神的に明らかに間違っただけをやらされているという状態が続いていたらやっぱり健康を害すると思うので心配です。

望月 仲間たちや、教え子たちのその後なども心配になりますね。

高山 はい、大学の友人たちも官僚になっている人が一番多いので心配ですね。

望月 日本の官僚のあれだけ優秀な人々が、この官邸のこのメンバーによって操られているという、ある意味で私はすごく理不尽で、そういう人たちからいまの加計・森友問題などはどう見えているのか本当のところを知りたいというのはありますね。いままではしょっちゅう首相も変わるし政権交代はそんなになかったですけど、首相が変わっていたので、官僚もどこかクールに政治家を見ながらしょせん自分たちがコントロールしているという状況だったと思うのですが、いまはそれが本当に逆転している。

高山 文句を言うとクビになっちゃいますからね。そうするともう優秀な人がなりたがらないですし、いまいる人はあきらめムードになっているのかなと思います。

望月 先日、『就職ジャーナル』の方からインタビューを受けたときに、いま売り手市場の中で学生はどこの志望が多いのかと聞いたら、「いや、官僚なんですよ」と言われて、こんな付度の状況を見ていると官僚志望が多いのか、

そうか、けっこうみんな守りと安定志向なんだと思ったんですね。

高山 霞が関の官僚も夜中まで働いているんですけどね。

——そうです。「霞が関不夜城」と言われています。

望月 不夜城、本当にそうですね。

9条改憲、共謀罪にどう立ち向かうか

——その海洋軍事国家を目指すために、秘密保護法、安保法制、共謀罪を強行して、いよいよ改憲もスケジュールに上ってきたという状況になっているわけですが、共謀罪の問題はもちろん、高山先生は大学の中でも京都大学職員組合の委員長をされたり、いろいろな運動に取り組まれていますね。

高山 いまがどれだけ問題のある状況かというのがよくわかっていない方がかなり多いので、地道ではあるのですが、情報を伝えていくというところからコツコツやっていく必要があると思います。

たとえば「9条に自衛隊と書けばいいや」みたいな安易なことが言われているんですけど、そんなのはあり得ない。大体、日本国憲法は全体の仕組みが戦力不保持になっているので、「自衛隊」と1カ所入れれば済む問題ではありません。例えば前文がよく引用されますが、それだけじゃなくて、内閣の仕事として書いてあるのは「事務を行う」と書いてあるので、自衛隊のコントロールについては何も想定されていませんし、9条も憲法第2章にはこの条文しかないので、「戦争の放棄」という章のところに「自衛隊」と入れたら意味がわからない。確かに自衛隊は災害救助などで重要な役割を果たしているけれど、軍隊としての位置づけがないから海外で実力行使しても何の地位の保障も保護もない。自衛隊の人たちの地位の問題であると同時に人権の問

題でもある。そういう議論を全くやらないで「自衛隊」と書けばいいなどというメチャクチャな理屈で改憲が進められようとしていくことは止めなければいけません。

南スーダンにも派兵がありました。自衛官が外国で裁判にかけられる状態なんです。それを考えたら「自衛隊」と憲法に書きさえすればいいとは言えないはずなのです。制度などの知識が全然ない人たちを言いくるめてだますみたいなやり方で9条改憲の宣伝がなされているということは大変問題です。

望月 実際に9条に3項で自衛隊を明記すると、軍法裁判所のあり方を含めて全部変えていかなければいけないということになるのでしょうか？

高山 戦力不保持の項に大体合わないですから、2項がどういうことになるのかということになりますし、憲法前文や内閣の仕事について書いてあるところはどうしますかということも含めて議論しない限りはおかしな憲法になってしまいます。私はこの9条改憲を「モナリザの絵にヒトラーのチョビ髭を書き込むようなものだ」(笑) というふうに言っているんですけど、憲法全体が台なしになる。法学者のイメージとしてはそうとらえています。

望月 それはわかりやすいですね (笑)。

高山 それから、例えば憲法の中には「学校」という文字がないんです。「義務教育無償」という規定があるのですが、学校そのものについては書いていないんですね。これは国にとって不可欠な制度として学校はあるわけで、それはだけ別に憲法に書いていない。何でもかんでも憲法に書かなくちゃいけない、書いてないと可哀想というのであれば、あれも書けこれも書けという話になってしまう。憲法はそういうものではなくて、学校のことは学校教育法が決めていますし、自衛隊はいま自衛隊法が決めているわけでして、自衛隊が書いてないと可哀想という話はそもそもの前提がおかしいと思いません。

——共謀罪が強行されてしまったわけですが、強行された中で今後どのように闘っていけばいいのでしょうか？

高山 1つは共謀罪で検挙される事案が出てきた場合のための対策弁護士団を全国レベルと各都道府県の弁護士会のレベルでできるだけつくっていきましょうということです。大阪と京都は私も関与していて、全国展開を目指しています。こうして共謀罪での検挙事例が出てきたらすぐ憲法裁判ができるように準備を進めていますが、まず共謀罪法を使わせないという方向の運動が第一段階としては大事なので、これはいろいろなところでいろいろな人が共謀罪反対の声を上げるということが実際に共謀罪法を使わせない力になりますので、こうしたかたちで共謀罪法を止めていこうという運動を展開しています。

私がやっていきたいと思っているのは、共謀罪法を強行採決する前にも後にもウソの情報で宣伝されている問題を明らかにして運動です。例えば、共謀罪法は本当はオリンピックと全く関係がなかったり、テロ対策の内容も全く書かれていなかったりするわけです。そうした共謀罪法をめぐるウソが平然とばらまかれていて、共謀罪法はテロのために必要だと思っている人にだまされていることになるわけです。多くの人が共謀罪をめぐるウソにだまされているということをもっと広めていく必要があります。

共謀罪の本当の内容を知らないと、テロ等準備罪と言われたらテロ対策なのだから共謀罪法は必要だと普通は思いますよね。でも街頭シールアンケートに取り組んで、きちんと共謀罪法にはテロ対策など何も書いていなくて、テロ対策の法律はほかにもうありましたということを知らせると、知った人は、「なんだ、共謀罪法なんて知らないじゃん」となって反対のほうにシールを貼ってくれるわけです。

望月 きちんと知らせれば、みんな共謀罪反対のほうにシールを貼ってくれるわけですね。

安倍政権は言葉巧みに「平和安全法制」や「防衛装備移転」、そして「テロ

等準備罪」などでだます。これが姑息なんですけど、どこか国民を見下しているからこそこうした手法を使うし、キャッチーな言葉を繰り返し使い続けられれば、国民世論は「だったら要るんじゃないの」となると思っている。

高山 国民を見下しているわけでもないと思います。自分と同じぐらいのレベルだと思っているので、同じような水準でだませればいいと思っているのではないのでしょうか。

例えば、外務省は「テロ等準備罪」という名前を使っていないんです。外務省のウェブサイトで「テロ等準備罪」で検索すると岸田外相のコメントしか出てこない。ウソの名前だとわかっているから「組織的犯罪処罰法改正案」となっていて、外務省はもちろん国連条約の対応ためということです。ずっときているのですが、それはテロとは関係がないという前提です。ずっときています。「テロ等準備罪」という名前を使って、それがウソであることがわかったときに責任がとれない。だからそれは大臣しか言っていないで、一切公式な外務省の文章の中には「テロ等準備罪」の名前は使われていません。

使っていたのは法務省で、法務省の刑事局は検察庁からの出向者なので、2～3年したらみんななくなっちゃうから誰も責任を取らない。外務省はさすがに少し良心が残っているのと、この名前を使うことには責任が取れないと考えていると思います。

望月 そうした官邸用語のようなかたちで、ものごとが進んでいってしまうこと自体が怖いですね。

高山 そうした中で、東京新聞は頑張ってくださいと思っています(笑)。

望月 みんなが東京新聞を読んでいればわかるのですが、みんな読んでね(笑)。こうした高山先生とのディスカッションによって、京都のエリアに東京新聞はなかなか販売網というのがないので、電子版も含めて購読していただけるとすごくありがたいです。

若年層の社会意識の現状と働きかけ方

——さきほど、望月さんが若者の就活の話をされていました。今回の衆院選の出口調査で若い世代ほど安倍政権を支持しているという結果が出ています。これは投票した若い世代の話で、絶対得票率で見ると若い世代が安倍政権を支持しているわけではないのですが、この出口調査を見て「若者が保守化しているんじゃないか」という議論についてはどのように考えているでしょうか？

望月 いまの就活でも官僚になりたい人がいちばん多いところからも確かに保守化しているなぁと思いますし、筑波大の学生たちが2年前に実施したアンケートでも、軍事研究賛成派が反対派を上回っていた。これもかなり衝撃的でした。

ただ、安倍政権への高い支持率があっても、例えば9条改憲や安保法制に賛成かというNHKの世論調査を18～20歳の新たに選挙権を持った方たち対象に実施すれば、9条は変えなくてもいいが多数です。安倍政権支持層だからといって必ずしも憲法改正を支持しているわけではないのです。

それに今回の選挙というのは、政権交代してもいいのではないかと思っていた人たちでさえ、野党が迷走したこの不安定感というのを見てしまうと、どちらにしようかなと悩んでいた人たちからすれば安定的な自民党ということに動いたのではないのでしょうか。

若い世代が9条改憲に反対するのは、徴兵制が実現しないにしても、加憲によって憲法上に自衛隊が明記されて、自衛隊を維持するのが国民の義務のようなかたちになって、アメリカのように経済的徴兵制がどんどん拡大していったときに、若い世代は当事者として経済的徴兵制の道に進むかどうかの選択を迫られるので、私やもっと高齢の方たちよりよっぽど切実にこのことをわがこととして考えていかざるを得ないと思うんですね。そういう意味では、若い世代のほうがじつはきちんと考えているのではないかという気がするのです。

高山 「安保関連法に反対するママの会」の広がりとかも、「だれの子どもころさせない」というメッセージがすごく強いインパクトを持っていて、まだ選挙権をもらったばかりだから、若い人は多くの知識がないし、深く考えてもないと思うんですね。だけど社会科で勉強していたら、9条というのは学校程度の勉強でも歴史的には大事なものだし、いい内容だというのは自分でわかるのだと思います。9条は変えないほうがいいと思うし、自分たちが戦争に使われるようになったら困るし戦争には行きたくないと思うわけですよね。だけどその一方で、まだあまり政治経済について勉強していなければ、与党のどういうところにどういう問題があるかははっきり言えないし、弱い立場であればあるほど権力に従って寄らば大樹の陰で生活していくしか初めはないと思うので、私は若い人ほど与党支持が高いというのはある意味当たり前だと思います。1人の人であってもそういう傾向はあると思うんですね。勉強していけばいくほど問題点が見えてくるし、批判も自信を持ってできるようになりますからね。

「安全保障関連法に反対する学者の会」も名誉教授が多いですが、年齢が上がるほうが知識とか経験が上がってくるのでそれなりに批判もできるけど、まだ18歳、19歳、20歳といった人たちは自信を持って批判というところまでは難しいのでそれはある程度は仕方がない。でも自分でも勉強したり、人の話を聞いたりして理解を深めることは可能ですから、私たちが教育の面で伝えていかなければいけないところが多いと思います。

私はいまいろいろな社会活動もしていますが、自分の学者としてのスタンスの延長で社会運動にも取り組んでいます。大学で教える内容と街頭で話している内容の整合性が全くないということではダメなのであって、同じことを言っているという状態であればこそ学者としての良心からやっているということを知ってもらえると思っています。もちろん法律とか政治が専門の人ばかりではないので、全く専門と関係なく社会運動をやってくださっている先生も多いですが、私の場合は自分の学説を言っているのと同じ感覚で街頭のスピーチもしています。

——今回の選挙で立憲民主党のツイッターを若い世代が支えていたということで注目を集めていますね。

高山 ネットしか見ていませんという若い人が増えているので、SNSの情報拡散は必要ですね。逆にネットを見ない年齢層もあるので、いろいろな媒体でいろいろなところから情報が発信できるというのが望ましいと思いますが、いまはマスコミが全面的に情報を自由に伝えている状態ではないように思いますので、社会運動の発信がますます重要になっていると思います。

——望月さんのツイッターは拡散力が強力ですが、ツイッターを使われていてどうですか？

望月 いまはツイッターとフェイスブックを使っていて、特にツイッターは焦点になっているメインの報道なども出てくるので、すごくいい記事だなと思うものをツイートしています。とりわけ若い世代は、テレビや新聞は見ないけどSNSを見ているという人が圧倒的に増えているので、SNSで伝えられることはかなり広がったなと思っています。

今回の加計・森友問題でもやはり新聞社などのオールドメディア、組織ジャーナリズムの調査力というのは、ネットメディアがこれだけ繁栄してもなかなか追いつけるものではないと思うんですけど、一方で情報をどう発信していくかといったときは新聞だけに頼ってなくて、その端緒となるような情報をツイッター上で載せて、購読してもらうことも含めて、伝えていくときにはSNSのチャンネルを使うというのが非常に効果的だなとは思いますがね。

——東京新聞は記者のツイッターの決まり事のようなものはあるのですか？

望月 うちとはとくにないんです。最近では社会部が情報を集めるためにツ

ツイッターを活用するようになっていますが、やりたい記者がやっているという感じですね。

ツイッターの存在は自分の問題意識を多くの人に共有してもらえるという意味ではすごく大きいですね。紙面の記事だけだと日々発信したくても紙面が埋まっていれば発信できませんが、ツイッターは自分が発信したいときに発信できるのがいいですね。

それから、他社の記事でもいいものがたくさんあるので、そうした情報をツイッターで多くの人と共有していくということの強さみたいなものも実感しています。

組合員（大学人、公務員）へのメッセージ

——今回の対談は、国家公務員の労働組合の国公労連と、国立大学の労働組合の全大教と、京都大学職員組合の共同の企画です。じつは望月さんに仲介していただいて私も前川さんにインタビューすることができたのですが、前川さんはインタビューで「加計・森友に関わった国家公務員は安倍政権の下僕にされた」と発言されていましたが、そういう国家公務員労働者と、国立大学で働く教職員に対するメッセージを最後にそれぞれいただければと思います。

望月 「おごれるものは久しからず」で、安倍政権も長期政権になるように見えてもいつまでも続くものではありません。私は加計・森友問題はたまたま出てきた氷山の一角だと思っています。この規模までいかなくても似たようなブラックボックスはたくさんあって、その中でこの政策決定は問題だと思っている心ある官僚の方たちはたくさんいますし、現に私が菅官房長官に質問を突きつけたことで、匿名が多いですけど、官僚の方からエールが届くようになっています。みんながみんなこのままでいいと思っているわけではないですし、そこにまだ希望があると思いますので、間違ったことは間違っ

ていると、本当は声に出して言える社会が本来のあるべき社会の姿だと思うので、ぜひ下僕のままではなく、あきらめずに立ち上がって頑張りましょうと私もエールを送りたいと思います。

アメリカの国防総省の研究機関である DARPA（国防高等研究計画局）がお金を出しているロボットコンテストを取材したことがあるのですが、それに日本から東大や東工大など名立たる大学が参加していました。そのとき取材で教職員の方にさまざまなお話をうかがったのですが、彼らはいまの安倍政権下で自分達の研究が軍事に転用されていくのではないかという危険性を強く感じていました。学生も含めて大学の研究者が戦争に巻き込まれたことの歴史認識についても理系の教員の方たちが強く持っている上に、自分たちの開発する技術、育てていく生徒がどういう方向に進むべきかということの信念を強く持っていました。そうした教職員の方たちがいることが日本の研究者のあるべき姿を支え続けてくれているんだろうなと感じましたね。

これからも政権への危機感をきちんと認識しながら、研究者・教育者としてのあるべき方向性を追求していただきたいと思います。

高山 私は祖父が某大手メーカー企業の技術者でした。戦争にとられて東南アジアに行って、生きて帰ってこられたから良かったのですが、戦争は二度とごめんだと言っていました。先ほど紹介した「軍事研究をやらない」と宣言した大学に受験性が多く集まっているのを見ても、例えば自分は工学系の勉強をしたいけれど、もしかしたら軍にとられてしまうかもしれないとなったら安心して志望できない。うちの大学だったら大丈夫だよと保証してくれたら安心して専門の研究もできるということになってきているのかなと思いますので、その流れをもっと広げられるように同じ大学人として一緒に取り組みましょう。

官僚になっている大学の同級生が多いので、最近は私のところに「苦しい」という声が寄せられています。私はいろいろ励ましているのですが、中の人たちは大変なのでストレスで病気にならないように持ちこたえて欲しいと願っています。

それから、国公労連の公務員賃下げ違憲訴訟が最高裁上告棄却ということになってしまいましたが、京都大学職員組合はまだ裁判でたたかっています。労働事件と国家賠償の2つをたたかって、労働事件のほうは私たちも負けてしまったのですが、国賠はまだやっています。この問題でも裁判所の人事が付度になってきているので心ある判決がなかなか出ないわけですが、海外から見たらこれは明らかに憲法違反です。

ですので、引き続きおかしいものはおかしいと言おうということで裁判をやっているのと、国公労連とも協力してILOへの申し立てを一緒にやればと思っています。国際人権の観点から見たら今回の賃下げは明らかにおかしい。客観的に見れば、震災復興財源の確保のために要らなかった賃下げです。会計検査院から復興財源という名目で集めたけれども、2012年度だけで1兆3000億円も被災地に使われてないという報告書も出ている。それは私たちの賃下げがなくても被災地に行っている分は足りているということじゃないですか。

結局、被災地以外のところに回されているので、公務員賃下げはおかしいですし、国立大学教職員は公務員の地位をはく奪されている上に民間の法律の権利も認められていないという酷い状態です。そして三権のチェックアンドバランスも日本ではうまく働いていないとすると、海外の仲間の応援も得るというのはますます必要になってきている気がします。ILOなどすぐに日本の個人が救済されるというところにはなかなかいかないと思うのですが、少しでもいい意味での外圧を呼び込めればなど思うので、できることはやっていきたいので、ぜひ一緒に取り組んでいきましょう。

——きょうはお忙しいなか長時間ありがとうございました。

(対談収録日＝2017年11月14日)

※この対談の動画を京都大学職員組合のサイトで公開しています。

< URL > <https://www.kyodai-union.gr.jp/2017taidan/>

ローカル線で行く！ フーテン旅行記 16

— 結ばれなかった鉄路を訪ねて！ —

岡山大学工学部機械工学コース助教

大西 孝



専門は機械加工（研削）。主に円筒研削や内面研削を対象として、工作物の熱変形や弾性変形に伴う精度の悪化を防止する研究を進めている。趣味は列車を使用した旅行（47 都道府県を踏破済）。

はじめに

旧国鉄（現在の JR）の路線の名前には、その路線が走る旧国名に由来するものがいくつもあります。例えば、上越線は上野（こうずけ、現在の群馬県）の高崎市と越後（新潟県）の長岡市を結び、伯備（はくび）線は伯耆（ほうき、鳥取県西部）の米子市と備



福井駅で発車を待つ越美北線のディーゼルカー。西隣の越前花堂までは北陸線の線路を走ります。

中（岡山県西部）の倉敷市を結んでいます。さらには、長大な路線の場合、磐越西線や磐越東線、陸羽西線と陸羽東線のように、路線名が方位により分けられる場合もあります。ここで福井県の地図を見ると、JR 西日本の越美北線（愛称：九頭竜線）という路線が目に入ります。では、対になる越美南線という路線があるのかと目を凝らしても、対応する JR 線は見当たりません。一方で、岐阜県の山の中で行き止まりになっている、長良川鉄道越美南線が目飛び込んできます。これが実は、越美北線と結ばれるはずだった路線です。今回は、結ばれなかった悲運のローカル線をご紹介します。

1. 史跡が点在するローカル線！ JR 西日本 越美北線

越美北線は、福井市の越前花堂（えちぜんはなんどう）と岐阜県美濃加茂市の美濃太田を結ぶ越美線の北部の区間として、福井側から工事がはじめられ、岐阜県側からも越美南線の工事が進められました。越美北線は、岐阜県境に近い九頭竜湖（くずりゅうこ）駅までは昭和 47 年に開通し、また、越美南線も、岐阜県の北端に近い北濃（ほくのう）駅



福井といえば越前ガニ。福井駅の名物駅弁は「越前かめし」です。



越美北線の終点九頭竜湖駅。駅の周囲も山に囲まれています。車止めの先、線路は岐阜県へ通じるはずでした。

までは戦前に開通していましたが、それ以上工事が進められることはなく、越美南線は利用客が少ないことから、第3セクターの長良川鉄道になり、JR 線には引き継がれませんでした。

した。現在、越美北線と南線を結ぶ路線バスは廃止され、両路線の間を移動する需要がないことがうかがい知れます。

越美北線の列車は、北陸本線の福井駅から発車します。福井駅の西隣にある越前花堂か



車内から眺める九頭竜川。トンネルが多いので、川が見える区間は限られています。



越美北線で乗降客の最も多い、越前大野駅付近の市街地。城跡があり、のんびりとした風情の町です。

ら越美北線として北陸本線から分かれ、一路、九頭竜湖を目指します。沿線最大の駅、越前大野を超えると山に分け入り、終点が近づくと九頭竜川が近づきますが、この区間はトンネルが多く川が見えるのは一瞬です。終

点の九頭竜湖は駅の周辺に何もなかったところで、線路がぷつんと途切れており、線路の先に目をやると、県境の山々が通せんぼをするように立ちだかっています。あの山を越えたと、越美南線の北濃駅がありますが、今一歩及ばなかったローカル線の悲哀を感じさせます。



大野城址から望む大野市街地。山に囲まれた静かな町です。

沿線には多くの史跡が点在しており、途中の一乗谷朝倉氏遺跡、越前大野駅付近にある大野城跡、越前大野駅から、えちぜん鉄道の勝山駅へ抜けるバス路線沿いにある平泉寺(へいせんじ)白山神社などがあります。平泉寺白山神社は、1300年も前に開かれた古刹で、うっそうとした木立の中に



大野から勝山へ抜ける途中にある平泉寺白山神社の参道。うっそうとした木立が荘厳な雰囲気醸し出しており、日本の道100選に選ばれています。

趣深い参道があり、境内にある看板によると、1547年に焼失した拝殿は、正面が45間もある我が国最大のものだったそうです。現在の拝殿は、1859年に再建されたものですが、左右に残る礎石から、かつての拝殿の大きさをしのぶことができます。越美北線は行き止まりの地味なローカル線ですが沿線には味わい深い史跡があり、途中下車をしてゆっくり楽しみたい路線です。(岡山大学職員組合 組合だより194号より加筆のうえ再掲)



苔むした平泉寺白山神社の境内。ところどころに建物の礎石も見られ、かつての繁栄が忍ばれます。

2. 長良川に沿って走る第三セクター鉄道！長良川鉄道 越美南線

前章の越美北線は、県境を超えて岐阜県へ向かうはずでした。しかし九頭竜湖駅から先の県境を越えられず、岐阜県のみ濃太田から北濃（ほくのう）駅まで伸びていた越美南線とは接続できませんでした。今度は結ばれるはずだったもう一方の路線、長良川鉄道越美南線に美濃太田駅から乗って



鉄橋を渡る列車の車内から撮影した長良川。釣りをしている人が見えます。

みましょう。

旧国鉄越美南線は、郡上おどりで有名な郡上八幡、美濃白鳥（みのしらとり）を経て、長良川に沿って岐阜県内を北上し、昭和9年に岐阜県北部の北濃駅に達しました。越美北線の九頭竜湖駅まで、30kmにも満たない所までレールが来ましたが、これ以上、路線が伸びることはなく、

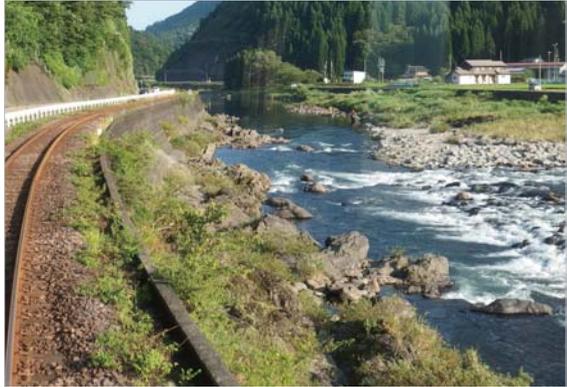
国鉄末期の昭和61年には第三セクターの長良川鉄道に転換し、JRの路線網からも切り離されました。かつて九頭竜湖駅と美濃白鳥駅を結んでいたバスは廃止され、両線の間を公共交通機関で移動することはできません。

長良川鉄道のレールバスは、美濃加茂市の



美濃太田から1時間20分ほどで郡上八幡駅に到着。木造の駅舎に石積みのホーム、典型的なローカル線の駅です。

美濃太田を出てしばらく走ると、関市に入ります。関市は刃物で有名な町で、その名もずばり刃物会館前駅もあります。その後、美濃市駅を出てしばらくすると、やがて車窓に長良川が見えてきます。この先、終点の北濃まで長良川が線路に寄り添い、10回近く鉄橋で川を越



長良川沿いに走る線路。川の表情も区間によって変わり、石が多いところや、川幅が広くなりゆったり流れているところなど色々です。

えていきます。鉄橋から川面を見ると、川に入って釣り糸を垂れている人も見受けられ、どんな魚が釣れるのか、想像を掻き立てられます。越美南線に並行するのは、長良川だけではありません。愛知県と富山県を結ぶ高速道路、東海北陸自動車道も、関市以北で越美南線とほぼ同ルートを通っており、車社会の現実を見せられます。実は筆者も、美濃太田から北濃まで乗車した後、北濃で折り返して郡上八幡まで戻り、そこからは岐阜まで、高速バスを利用しましたが、大都市まで乗り換えなしで、しかも早く行ける自動車は、



美濃白鳥駅前の白鳥おどりの像。お盆前には町は踊り一色になるそうです。

越美南線に限らず、ローカル線に大きな脅威となっています。

美濃太田を出て1時間20分程度で、郡上八幡に到着します。すでに長いこと列車に揺られています。越美南線は72kmもの距離を走る長大路線で、まだ全線の2/3を走破したに過ぎません。郡上八幡からさらに30分程度走ると、美濃白鳥駅に到着します。駅前には閑散としています。7月下

旬からお盆にかけて、毎週末ごとに白鳥おどりが踊られ、お盆には徹夜踊りが数日にわたり行われるなど、大いに盛り上がるようです。美濃白鳥で丸い草のバンドが付いたスタッフを受け取って、終点の北濃へ出発します。スタッフとは単線区間で使用される列車の通行手形のことで、今でもス



木造駅舎の美濃白鳥駅。ホームの柱には、列車の安全を守るスタッフ（丸い輪の先にあるもので単線区間の通行手形、これを持たない列車はこの先走れません）がかかっています。



終点の北濃駅前を流れる長良川。この先を阻むように、上流側には山々がそびえています。

タフを使用している鉄道は少なくなり貴重なものです。美濃白鳥から北濃まではわずか10分の区間ですが、ここまで来ると列車の本数も少なくなり、終点の北濃駅まで来る列車は平日でも9本だけです。駅前に長良川が流れるだけの静かな駅ですが、九頭竜湖駅と同じく、途切れた



終点の北濃駅に到着。終点は草生しておりレールが消えていきます。このレールは越美北線の九頭竜湖を経て福井までつながるはずでした。

線路の先には山が立ちほだかり、路線の全通が叶いそうにない現実を思い知らされます。

北濃駅にはわずか10分の滞在で折り返しの美濃太田行はこの山深い駅を離れます。帰りの列車で前を眺めていると、途中の駅で対向列車の待ち合わせの間に、若い運転手さんが沿線の景色の良



北濃駅から郡上八幡へ再び戻ってきました。
高校生がレールバスに乗り込みます。
高校生はローカル線を支える大事なお客です。

いところなどを教えてくれます。このまま美濃太田まで乗っていたいところですが、残念ながら行程の都合で途中の郡上八幡で下車しないといけません。暮れなずむ郡上八幡駅で愛すべきローカル列車を見送り岐阜行きバスに乗り込みました。(岡山大学職員組合 組合だより 195号より加筆のうえ掲載)

おわりに

全国には、他にも途中で建設工事が終わり、行き止まりになってしまった鉄道路線がいくつかあります。首都圏の近くだと、房総半島を横断する目的で建設された久留里線などが挙げられます。また三重県の松坂駅から伊勢奥津(いせおきつ)駅を結ぶ名松(めいしょう)線は、伊勢奥津から先、名張(なばり)までを結ぶ計画がありました。名張と松坂から1字ずつ取った「名松線」という路線名からも計画を偲ぶことができます。行き止まりの路線(鉄道ファンの間では「盲腸線」と言ったりします)が他の路線と結ばれていたら人やモノの流れはどうなっていたらだろうなどと考えながら、ローカル線の旅を楽しむのも一興です。

原稿募集

全大教時報編集部では、各大学・高専・大学共同利用機関の具体的な動き、取り組みなど多方面からの原稿を募集しております。下記投稿要領によって、積極的にお寄せください。

❖投稿要領

- 文体 自由
- 字数 本文については、以下を基準とします。
2頁 2000字 4頁 4000字
5頁 5000字 6頁 6000字
- 原稿締切 毎奇数月・15日
- 掲載 投稿の翌月号（但し、投稿が多数の場合は次号）
- 謝礼 規程により謝礼（図書カード）を進呈します。
- その他
 - ①投稿原稿は返却いたしません。
 - ②投稿にあたっては、標題、投稿者氏名、所属大学・高専、又は機関名の明記をお願いしております。

全大教時報

第41巻6号 2018年2月10日
(大学調査時報・大学部時報通算225号)

編集・発行 全国大学高専教職員組合 電話 (03) 3844 - 1671
〒110 - 0015 東京都台東区東上野 6 - 1 - 7 MSKビル7階

第39巻6号（2016年2月）までについて、冊子の購入ができます（一冊500円）ので、ご希望の方は事務局へお問い合わせください。

郵便振替口座 00170-6-18892



全国大学高専教職員組合
Faculty and Staff Union of Japanese Universities